

**第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針
及び武蔵野市行財政改革アクションプラン**

(平成 29～32 年度)

～持続可能な市政運営のために～

武蔵野市

第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針

第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針

目次

1. 背景	4
2. 第五次行財政改革を推進するための基本方針の位置付け	5
3. 課題	6
基本課題：市政運営における中長期的に予測されるリスクへの対応	
(1) より高い経営意識が求められる行政運営	
(2) 公共サービスの拡大と担う主体の多様化	
(3) 今後減少する歳入と増大する歳出	
(4) 経常経費の増大と市民ニーズの複雑化・多様化	
4. 基本方針	7
大方針：持続可能な市政運営のための経営力向上	
(1) 効率的・効果的な行政運営の推進	
(2) 行政の担うべき役割の明確化と連携による新たな役割分担の構築	
(3) さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底	
(4) 資源配分の全体最適化と新たなニーズへの対応	

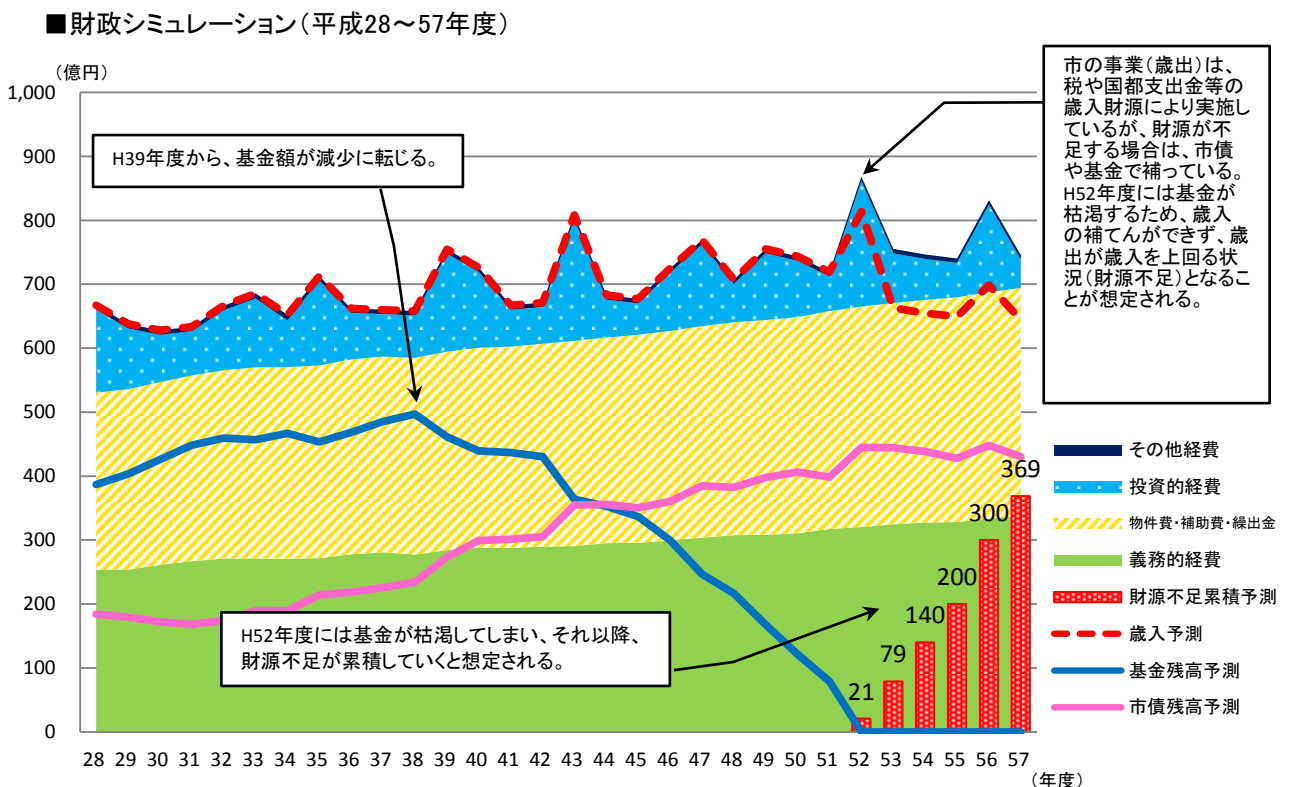
1. 背景

現在の世界的な社会経済を巡る状況は、政治や宗教の対立による社会情勢の不安定化、景気の減退、新興国の人口増による食糧不足などがあげられる。日本国内においても、人口減少や、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題、貧困世帯の増や都市インフラの老朽化等様々な課題がある。本市も生産年齢人口の減少に伴う歳入の減とともに、高齢化に伴う社会保障費の増や都市基盤の更新費用の増大が見込まれ、財政の硬直化を招く恐れがある。地方交付税不交付団体として、国の制度がいつ変更になるかわからない状況の中で、補助金等の特定財源の確保についても先行き不透明である。

このような社会情勢の中で、本市においては平成 28 年度から第五期長期計画・調整計画がスタートした。調整計画に基づき、市民一人ひとりを大切に、自治と連携をキーワードにしながら各分野に掲げられた施策を着実に推進し、次世代に誇りを持って継承できる持続可能な都市を目指して市政運営を行っていかなければならない。

第五期長期計画・調整計画の財政計画では、現在の社会保障制度や税財政制度を前提に、武蔵野市の将来人口推計に基づいて平成 57 年度までの長期の財政シミュレーションを作成した。シミュレーションでは、当面市の財政状況は良好と言えるが、長期的には基金残高が減少、枯渇し、累積で 300 億円を超える財源不足に陥るという非常に厳しい財政状況に陥る可能性を示唆している。(下図)

持続可能な市政運営を実現していくためには、財政状況が健全なうちから、時代の変化に対応した重点施策への資源配分をこれまで以上に行い、経常経費の抑制に努め、財源不足に陥らないような予防策を着実に講じていく必要がある。



2. 第五次行財政改革を推進するための基本方針の位置付け

第五期長期計画・調整計画は、平成 24 年度から始まった第五期長期計画におけるまちづくりの視点やまちづくりの目標については継承しつつも、長期計画策定後に生じたさまざまな社会状況の変化や法令の改正、新たな市政の課題等に的確に対応していくために策定したものである。

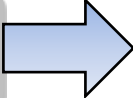
分野ごとの施策の体系のうち行財政分野では、各分野の施策を着実に推進していくために必要な体制づくりと、今後厳しくなる財政状況を鑑みて持続可能な市政運営を行っていくための方策が示されている。本基本方針は、この調整計画における行財政分野の施策を推進していくために、平成 29 年度を初年度とし平成 32 年度までの 4 年間で期間として、第五期長期計画に基づき策定された「第四次行財政改革を推進するための基本方針」の内容を継承しつつ、調整計画で盛り込まれた「連携」や「分野をまたぐ施策」の視点等を追加する形で策定したものである。また、今回の調整計画で初めて示した 30 年間の長期の財政予測を受け、これまで以上に厳しい視点をもって財政運営を行っていくためのスタートとして本基本方針を位置付ける。

本基本方針においては、行財政の視点における 4 つの課題の上位に全体を包括する基本課題「市政運営における中長期的に予測されるリスクへの対応」を置き、また、課題に対応するための 4 つの基本方針と、それら全体を包括する大方針「持続可能な市政運営のための経営力向上」を設けた。基本課題及び大方針で、行財政分野において市が直面する最大の課題と、それを解決するために、自治体として、限りある財源の中で人材も含めたさまざまな政策資源を最大限有効活用し政策を実行していく「経営力」を持ちながら市民のニーズに応じていくという考えを示している。

これらの基本方針を実現していくうえでは、議会との議論を深め、これからの武蔵野市にとって必要な公共サービスの水準を市民と共有しながら行財政改革を進めていくことが前提となる。

3. 課題

基本課題：市政運営における中長期的に予測されるリスクへの対応



(1) より高い経営意識が求められる行政運営

市ではこれまで、職員定数適正化計画に基づき外部化等を進め、職員定数を削減し、効率的な行政運営に努めてきた。今後財政的にも厳しさを増していく中で、職員定数を適正な水準に保ちつつ、新たな公共課題の発生に対応していかなければならない。経営意識を明確に持ちながら、限られた資源の中で最大の効果を発揮するよう、新たな業務の在り方を検討するとともに、それを実現するための仕事環境を整えていく必要がある。

(2) 公共サービスの拡大と担う主体の多様化

かつて、経済成長の時代にあっては公共サービスの担い手は市、又は市が出資し、設立した財政援助出資団体が中心であった。しかし、近年公共サービスを担う主体は民間企業、NPO 法人、市民団体、大学等様々で、数の増加とともに多様化も進んできている。一方で、市民のニーズも複雑化・多様化し、より拡大している公共サービスの担い手として、多様な主体それぞれがより重要な役割を担っていけるよう、現在の役割分担を見直していく必要がある。

(3) 今後減少する歳入と増大する歳出

人口推計によれば、本市の人口は当面は横ばいから微増で推移するとあるが、生産年齢人口については減少していくとの推計が示されている。本市の財政は現在、市税収入が歳入全体の6割を占めるという市民の担税力によって支えられているが、今後の生産年齢人口の減少は、直接歳入の減につながる可能性が高い。一方で短期的な児童生徒数の急増への対応や、長期的には高齢者人口の増を背景とした社会保障費の増及び今後の都市基盤・公共施設の更新に対応するため、さらなる財源の確保が必要となる。今の段階から財政支出をスリム化し、将来に備えていく必要がある。

(4) 経常経費の増大と市民ニーズの複雑化・多様化

経常的に行われている施策に対する経費が年々増加してきている中で、社会情勢の変化とともに市民のニーズも複雑化・多様化し、一つの分野のみでは解決が困難な課題も多く発生している。これらの課題に対応していくためには、市民の意見を踏まえながら、既存のサービス水準の見直しを行うとともに、分野ごと又は分野をまたぐ施策の在り方を検討していく必要がある。

4. 基本方針

大方針：持続可能な市政運営のための経営力向上

(1) 効率的・効果的な行政運営の推進

それぞれの施策の持つ行政目的の達成に向けて、業務手順の標準化や外部化などの手法に加え、他自治体との市域を超えた連携によるスケールメリットを生かした手法など、取り得る手段の中から最適なものを選択していく。また、職員が経営的視点を共有できるよう意識改革を図り、個の力とともに、組織全体の経営力の向上につながる組織・人事施策を展開し、常に効率的・効果的に業務を行っていけるよう、仕事環境の整備を行う。

(2) 行政の担うべき役割の明確化と連携による新たな役割分担の構築

行政は、公共サービス全体のマネジメントを行っていきながら、企業や NPO、市民団体など、自立した活動を行う多様な主体が担える部分について、それらを補完する役割へとシフトしていく。(図※) また、多様な主体との連携を積極的に展開し、それぞれの主体と行政との新たな役割分担を構築することで、それらの活動が活発化するとともに、行政が担う役割の肥大化を抑制しつつ、公共サービスの質と量を担保していく。

(3) さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底

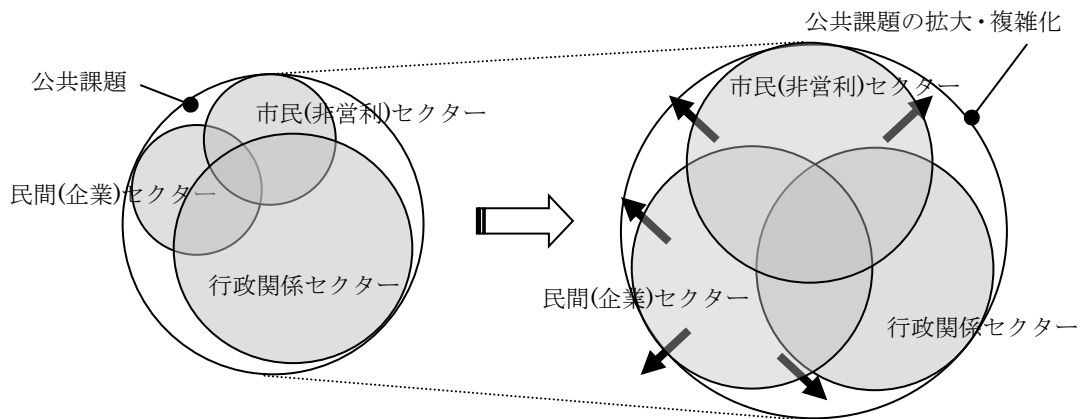
市はこれまで、歳出抑制と歳入確保に努め、公共サービスを行うための財源を創出してきた。しかし、今後さらに進行する超高齢化への対応や都市基盤・公共施設の更新には多額の財源が必要となる。長期的な視点で持続可能な財政運営を行っていけるよう、常に既存事業の必要性や効率性に注視し、歳出抑制を徹底してスリム化に努めるとともに、市有財産の活用、市税等の徴収率の向上、受益者負担の適正化等による歳入確保を行い、健全な財政規律を維持していく。

(4) 資源配分の全体最適化と新たなニーズへの対応

市は、以前から事務事業の見直しを行い歳出抑制に努めてきたが、従来の個別の事業ごとに見直しを行っていく方策には限界がある。今後は、個々の事業・施策を総合的に捉えたうえで、既存のサービス水準の見直しと新たな事業の創出をセットで実施する「政策再編」を一層推進することにより、固定化した経常経費を新たなニーズ対応の原資へとシフトさせていく。また、一つの事業でその効果が多方面に波及し、結果的に複数の成果を上げるような、分野の枠を超えた事業を積極的に導入することで、多様化する市民ニーズに応えていく。

※ 図については次ページに記載しています。

【図 公共サービスの提供主体イメージ図】



活発な市民活動や企業活動によって地域社会の活力が最大限発揮されるよう、行政は自らの役割を市民・民間セクターを補完する役割にシフトする。

武蔵野市行財政改革アクションプラン

行財政改革アクションプラン（平成 29～32 年度）の策定にあたって

第五期長期計画・調整計画の行財政分野の施策を推進していくための方針として、平成 29 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 4 年間で期間とする第五次行財政改革を推進するための基本方針を平成 28 年 9 月に策定した。本アクションプランは、基本方針において示した (1) 効率的・効果的な行政運営の推進 (2) 行政の担うべき役割の明確化と連携による新たな役割分担の構築 (3) さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底 (4) 資源配分の全体最適化と新たなニーズへの対応 という 4 つの方針と、それらを包括する「持続可能な市政運営のための経営力向上」という大方針の視点を含む具体的な取り組みを、第五期長期計画・調整計画の行財政分野の 6 つの基本施策に基づいて整理・体系化し、一覧にしたものである。以下には、アクションプランと基本方針との関係掲載している。今後、アクションプランに掲げた取り組みを着実に推進することで、第五次基本方針そして第五期長期計画・調整計画が目指す「持続可能な市政運営」の実現を図っていく。

アクションプランの体系と基本方針との関係

アクションプラン体系

基本方針該当

I. 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進

1. 市政運営の基本的枠組みの整備

大方針

2. 多様な主体間における連携と協働の推進

基本方針(2)

II. 市民視点に立ったサービスの提供

1. 効率的・効果的なサービスの推進

基本方針(1)

III. 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

1. 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

大方針

IV. 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

1. 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

基本方針(3)

V. 社会の変化に対応していく行財政運営

1. 効率的・効果的な行政運営の推進

基本方針(4)

2. 健全な財政運営の維持

基本方針(3)

3. 財政援助出資団体の見直し

基本方針(1)

VI. チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

1. 組織マネジメント

基本方針(1)

2. 人材マネジメント

基本方針(1)

第五次行財政改革アクションプラン実施事業一覧

		事業名	担当課	頁
I : 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進				
1. 市政運営の基本的枠組みの整備				
(1) 自治体運営に関する基本的なルールの条例化検討				
		自治体運営に関する基本的なルールの条例化検討	企画調整課	16
(2) 新しい時代の市民参加のあり方の追究				
		新しい時代の市民参加のあり方の追究	企画調整課・各課	16
(3) 男女共同参画の推進				
		男女共同参画の推進	市民活動推進課・各課	17
2. 多様な主体間における連携と協働の推進				
(1) 主体間の柔軟なネットワークの構築				
		地域コミュニティの活性化への支援	市民活動推進課	17
		共助を主体とした子育て支援体制の構築	子ども政策課	18
		在宅医療・介護連携推進事業のさらなる展開	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	19
		多様な主体間の連携の推進	生涯学習スポーツ課・各課	19
(2) 市民活動の自立化の促進と積極的活動への支援				
		市民ボランティア、市民活動団体、NPO の積極的活動への支援	市民活動推進課・地域支援課・生涯学習スポーツ課	20
		交流事業における市民相互の自主的交流の促進	交流事業課	21
		自主防災組織の設立促進と活動支援	防災課	21
		市民参加のもとで進める良好な生活環境づくり	環境政策課	21
		市民自らが緑を守り育てる活動の促進	緑のまち推進課	22
		シニア支え合いポイント制度の実施	地域支援課	22
II : 市民視点に立ったサービスの提供				
1. 効率的・効果的なサービスの推進				
(1) 市民サービスの拡充				
		被災者生活再建支援体制の向上	企画調整課・情報管理課・資産税課・市民課・防災課	24
		ICT を利用したサービスの拡大	情報管理課・各課	24
		社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応	情報管理課・各課	24
		コンビニエンスストアでの証明書交付	市民課・市民税課	25
		休日開庁の拡大の検討	企画調整課・市政センター・各課	25

地域との連携によるプレーパーク機能の拡大	児童青少年課	25
地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の推進	児童青少年課	26
(2) 近隣自治体との広域連携の推進		
近隣自治体等との広域連携の検討	企画調整課・各課	27
友好都市間及び近隣自治体間の応援協力・連携体制の強化	交流事業課・防災課	27
ごみ処理の広域連携の研究	ごみ総合対策課・クリーンセンター	28
Ⅲ：市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり		
1. 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり		
(1) 市民視点に立った市政情報の提供		
オープンデータの検討	企画調整課・秘書広報課・情報管理課	29
災害時の情報収集及び提供手段の検討・充実	秘書広報課・防災課	29
総合的な市政情報提供の推進	秘書広報課・各課	30
市民にわかりやすい予算の公表	財政課	30
環境啓発事業におけるわかりやすい情報発信	環境政策課・ごみ総合対策課・クリーンセンター・下水道課・緑のまち推進課	31
子育て情報発信ウェブサイトの構築	子ども政策課	31
学校用ホームページ更新システムの導入	指導課	32
(2) 公共サービスの一覧性の向上		
生涯学習情報の一元化・共有化	生涯学習スポーツ課	32
(3) 広聴の充実と広報との連携		
広聴の充実及び広報と広聴の連携の推進	秘書広報課・市民活動推進課・各課	32
Ⅳ：公共施設の再配置・市有財産の有効活用		
1. 公共施設の再配置・市有財産の有効活用		
(1) 公共施設等の再編		
「公共施設等総合管理計画」に基づく施設整備の推進	企画調整課・各課	34
公共施設のリノベーションの推進	企画調整課・施設課	34
(2) 市有財産の有効活用		
未利用・低利用財産の有効活用	企画調整課・管財課	35
公民連携による武蔵境駅北口市有地の活用（武蔵境	企画調整課・市政センター	35

	市政センターの移転)		
	市有地活用による福祉インフラ整備事業の検討	企画調整課・高齢者支援課	36
V：社会の変化に対応していく行財政運営			
1. 効率的・効果的な行政運営の推進			
(1) 業務の外部化の推進			
	外部化の推進	企画調整課・人事課	37
	公共施設定期点検業務の外部化	施設課	37
	電話交換業務の委託化	管財課	37
	窓口業務の外部化	子ども家庭支援センター	38
(2) 適正なサービス水準の検討と政策再編の推進			
	適正なサービス水準の検討と政策再編の推進	企画調整課・各課	38
	障害者福祉サービスのあり方検討	障害者福祉課	39
	子育て支援施策の再編の検討	子ども政策課	40
	保育サービスと費用負担のあり方の検討	子ども育成課	40
(3) 施設維持管理の効率化			
	市有施設の維持管理費節減	企画調整課・施設課・各課	41
	福祉型住宅管理人住戸の公営住宅化	住宅対策課	41
(4) 業務の効率化			
	新クリーンセンター開設に伴うエネルギーの効率的活用	管財課・環境政策課・クリーンセンター	42
	新しいEMS（環境マネジメントシステム）の運用	環境政策課	42
(5) 業務の広域化			
	都営水道一元化に向けた取り組み	水道部総務課	43
2. 健全な財政運営の維持			
(1) 新たな会計制度の導入			
	新公会計制度（複式簿記会計）の導入	財政課	43
	下水道事業の公営企業会計への移行	下水道課	44
(2) 入札及び契約制度改革のさらなる推進			
	入札及び契約制度改革のさらなる推進	管財課	44
(3) 歳入の確保			
	広告収入等の拡大に関する検討	秘書広報課・財政課・子ども政策課・図書館・各課	45
	債権の適正な管理	財政課・納税課・各課	45
	市税等収納率の向上	納税課	46
(4) 受益者負担の適正化			

	適正な受益と負担の検討	財政課	46
	武蔵野公会堂駐車場の有料化	市民活動推進課	47
3. 財政援助出資団体の見直し			
(1) 財政援助出資団体のあり方と団体に対する市の関与のあり方の見直し			
	財政援助出資団体の統合と自立化	企画調整課・各課	47
	(公財) 武蔵野文化事業団と (公財) 武蔵野生涯学習振興事業団との統合の準備	企画調整課・市民活動推進課・生涯学習スポーツ課	47
	(公財) 武蔵野市福祉公社と (社福) 武蔵野市民社会福祉協議会との統合の準備	企画調整課・地域支援課・高齢者支援課	48
	アンテナショップ事業の見直し	生活経済課・交流事業課	49
	(公財) 武蔵野市国際交流協会の役割拡充の検討	交流事業課	50
(2) 財政援助出資団体に対する指導監督と経営改革等の支援			
	財政援助出資団体に対する指導監督と経営改革等の支援	企画調整課	50
(3) 指定管理者制度の効果的な活用			
	指定管理者制度に関する基本方針等の見直し	企画調整課	51
	障害者福祉センターの指定管理者制度導入	障害者福祉課	51
	図書館の運営形態の検討	図書館	52
VI : チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営			
1. 組織マネジメント			
(1) 市民ニーズに的確に対応する組織体制の検討			
	市民ニーズに的確に対応する組織体制の検討	企画調整課	53
(2) 組織マネジメントの強化			
	効率的・効果的に働くための仕事環境の整備	企画調整課・総務課・人事課・情報管理課	53
	仕事の標準化、見える化	総務課・各課	54
(3) 職員定数適正化計画の実施			
	職員定数適正化計画の実施	人事課	54
(4) リスクマネジメントの強化			
	リスク管理能力・危機対応力の強化	総務課	54
	情報セキュリティ対策の強化	情報管理課	55
2. 人材マネジメント			
(1) チャレンジする組織風土の醸成			
	チャレンジする組織風土の醸成	人事課	55
(2) 職員の活力を引き出す人事制度の確立			

柔軟かつ多様な働き方を支援する制度の検討	人事課	56
職務・職責に応じた給与制度への改善	人事課	57
人事評価制度の改善	人事課	57
職員の心身の健康維持・向上の推進	人事課	58
(3) 臨時・非常勤職員制度のあり方の検討		
臨時・非常勤職員制度のあり方の検討	人事課	58

I：市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進

1. 市政運営の基本的枠組みの整備

(1) 自治体運営に関する基本的なルールの条例化検討

事業名	自治体運営に関する基本的なルールの条例化検討		
担当課	企画調整課		
課題・目的	<p>地方分権の推進により、地方自治体の判断と責任において、地域の実情に合った独自性のある市政運営を展開することが重要となっている。</p> <p>市民自治を原則とする、民主的かつ自律的な自治体運営を進めていくために、これまで培われてきた市民参加の歴史・原則を基盤に、市民から信託された議会と市長の役割を明確化し、市民参加の手法の体系的な整備と、これからの武蔵野市にふさわしい自治のあり方を追求し、条例として制度化することを検討する必要がある。</p>		
取組事項	<p>市政運営における市民、議会及び行政の役割を再確認するとともに、地方分権時代において本市が目指す自治の姿を三者で共有し、具体的な自治体運営のルールの体系化を行う。</p> <p>武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会を設置し、二元代表制の一翼としての議会と情報を共有しながら、条例の骨子案について検討する。</p> <p>その後、骨子案に基づき条例案の具体的な検討を進め、条例化を図る。</p>		
年次計画	平成 29～30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	骨子案の策定 条例案の検討 自治基本条例（仮称）の制定	—	—

(2) 新しい時代の市民参加のあり方の追究

事業名	新しい時代の市民参加のあり方の追究
担当課	企画調整課・各課
課題・目的	<p>長期計画の武蔵野市方式をはじめ、各種計画の策定にあたっては、市民ニーズを的確に市政に反映していくため、多くの市民、関係団体等の参加の手法を取り入れている。</p> <p>無作為抽出市民ワークショップやパブリックコメントなど市民参加を拡大するための機会や場の設定をしてきたが、市民からは「形骸化」「一部の市民の参加」との声もある。</p> <p>現状に満足することなく、常に課題を意識して改善に取り組む必要がある。</p>
取組事項	<p>市民会議、ワークショップ、パブリックコメントなどあらゆる市民参加の手法についてそのあり方を追究する。</p> <p>行政内部だけでなく、直接市民にも市民参加手法についての意見を求める機会</p>

	<p>を設定し、市民とともに市民参加手法を追究する。</p> <p>第六期長期計画策定においては、第五期長期計画・調整計画策定における市民参加手法を振り返り、計画策定に関わった市民の意見等も参考にして、新たな市民参加手法を実現する。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	実施	→	→

(3) 男女共同参画の推進

事業名	男女共同参画の推進			
担当課	市民活動推進課・各課			
課題・目的	<p>男女が社会の対等な構成員として互いに尊重し合い、自分らしい生き方ができる環境を実現するため、男女共同参画を着実に推進することがより重要となっている。</p> <p>そのため、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう取り組むとともに、男女平等意識をはぐくむ啓発活動や、家庭・地域・事業者などと連携し、生活と仕事が両立でき、一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境整備に努める必要がある。</p>			
取組事項	<p>施策の実効性を確保するため、制定を予定している武蔵野市男女平等推進基本条例（仮称）に基づく取り組みや男女共同参画推進センターの機能整備など、推進体制の整備を図る。</p> <p>各種講座・講演会や男女共同参画フォーラムの実施や男女共同参画情報誌「まなこ」の発行など、意識の醸成を図る。</p> <p>第四次計画の策定に向け、市民意識調査を実施する。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	条例施行・市民意識調査実施	進捗管理	第四次計画策定	進捗管理

2. 多様な主体間における連携と協働の推進

(1) 主体間の柔軟なネットワークの構築

事業名	地域コミュニティの活性化への支援
担当課	市民活動推進課
課題・目的	<p>安全・安心な社会の構築のために地域コミュニティの役割が再認識されており、地域コミュニティのつながりを深めることが必要である。地域のコミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターに、多世代が集う場所としてふさわしい機能を充実させ、一層の活用を図る。</p> <p>また、地域活動の担い手の多くは固定化・高齢化しつつある。より地域活動に</p>

	参加しやすい雰囲気と仕組みをつくり、将来の担い手となる人材の掘り起しと活躍できる場づくりが求められている。			
取組事項	<p>誰もが自由に参加し、課題の共有や話し合いができる地域フォーラムの開催を支援する。また、地域の課題に市民が自らの力で取り組んでいくために必要なことを学ぶための場を市民とともに構築する。</p> <p>エレベーターのないコミセンにエレベーターを設置し、誰もが利用しやすくバリアフリーに配慮した設備を整備する。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	地域フォーラム開催支援・学びの場の構築	→	地域フォーラム開催支援	→
	エレベーター整備調整・設置工事	→	エレベーター整備調整・設置工事	—

事業名	共助を主体とした子育て支援体制の構築			
担当課	子ども政策課			
課題・目的	<p>子育て支援活動をしている団体や支援者、子育て家庭など、地域で生活している人や主体が、お互いにつながりを持ち、地域社会全体で子ども・子育てを支えていくことが求められている。</p> <p>行政が主体となる施策だけでなく、子育て支援に関わる様々な実施主体の活動の応援・サポートや、地域のさらなる担い手を育成していく支援施策の充実が必要である。</p> <p>行政も含め、実施主体同士がお互いの活動を知り、顔の見える関係をつくるとともに、同じ視点に立って市全体の子ども・子育て支援を充実していくためのネットワークをつくる必要がある。</p>			
取組事項	<p>子育て家庭と地域とのつながりを深めるために、子育て中の親子の居場所づくりとして市が直営で実施している「子育てひろば事業」を、市民・民間セクターによる運営に移行していく。併せて、担い手の発掘・養成についても行っていく。</p> <p>様々な実施主体で構成される「子育てひろばネットワーク」を充実させ、情報共有を図るとともに、相互の連携・サポート体制を強化する。</p> <p>これらの取り組みを通じて、地域における「共助」を主体とした子育て支援体制の構築を図っていく。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	今後の方向性を提案（第五次子どもプラン策定）	第五次子どもプランに基づく施策・事業の実施

事業名	在宅医療・介護連携推進事業のさらなる展開			
担当課	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課			
課題・目的	<p>在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としている。</p> <p>国はこの事業を介護保険法の地域支援事業に位置づけ、国の定める8事業について、平成29年度末までに全国の市区町村が実施することとしている。</p> <p>地域における医療・介護連携の課題は、高齢者や介護保険利用者だけでなく、小児や障害者の支援にも共通した課題となっている。</p> <p>高齢者支援における在宅医療・介護連携推進事業の取り組みを、小児や障害者支援にもつなげていくことが必要である。</p>			
取組事項	<p>国の定める8事業[(ア)地域の医療・介護資源の把握(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討(ウ)切れ目のない在宅医療と介護提供体制の構築推進(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援(カ)医療・介護関係者の研修(キ)地域住民への普及啓発(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携]への取り組みを通して、地域の医療、介護関係者の多職種連携や連携のための環境整備を行っている。</p> <p>在宅医療・介護連携は、平成29年度に策定する「第3期武蔵野市健康福祉総合計画」において、各個別計画（地域福祉計画、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画、障害者計画・第5期障害福祉計画、健康推進計画・食育推進計画）の共通した課題の一つであるため、今後の方向性について計画策定時に検討する。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	在宅医療・介護連携推進事業(平成27～29年)評価と次期計画策定での検討	第3期健康福祉総合計画に基づく実施	→	第3期健康福祉総合計画に基づく実施と評価 次期計画策定での検討

事業名	多様な主体間の連携の推進
担当課	生涯学習スポーツ課・各課
課題・目的	<p>複雑化・多様化する公共課題を解決するため、市や財政援助出資団体が担ってきた公共サービスを近年様々な主体が担っており、それぞれ重要なミッションを持っている。各団体の強みを一層活かすため、連携、協働して解決に取り組むこ</p>

	とが必要である。また、このような連携と協働が、活動団体等の各主体の活性化や育成につながる。そこで、各団体間におけるネットワークの構築やコーディネーター機能の強化を図る。			
取組事項	武蔵野プレイスを中心に、様々な市民活動団体に所属する者同士が話し合うことができる市民活動フロア懇談会や複数の市民活動団体の協働による事業を、同館の持つ4機能を有機的に生かすことも留意しながら企画検討していく。また、学校支援や地域スポーツなどの具体的な課題を通じて、多様な市民ニーズに対応するために、様々な分野を横断した団体間の連携と協働を促進する。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

(2) 市民活動の自立化の促進と積極的活動への支援

事業名	市民ボランティア、市民活動団体、NPO の積極的活動への支援			
担当課	市民活動推進課・地域支援課・生涯学習スポーツ課			
課題・目的	<p>現在様々な地域ニーズが、自助、共助の枠組みと、企業・NPO が提供するサービスによって支えられている。市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、これらの多様な主体による活動が、地域の課題解決力を向上させており、地域社会に活力を与えている。</p> <p>このように、サービスの内容によっては既に多くの企業・NPO が担い手として活躍しているが、事業収益のみでその活動を支えることは困難なことが多く、企業や国・自治体からの補助金等があっても、自らの活動インフラ維持も含めた「自立」は難しい。そこで、このような活動団体に対し、効率的な公益事業を行ってもらうため、新たな人材発掘や情報交換など、お互いを補完しあう場としての「市民協働の場」を提供することや、団体が自律的・自立的な活動基盤を有することができるよう活動に対する支援を行っていくことが必要である。</p>			
取組事項	<p>NPO 法人への支援、団体交流及び市民との交流の機会の提供、学びの機会の提供などを行い、市民活動の活性化につなげる。</p> <p>市民ボランティア、市民活動団体、NPO などの活動内容をより多くの市民・団体に知っていただき多様な活動展開へとつながるよう情報発信を行うとともに、市民活動の活動ステージに合わせた様々な情報を提供し、活動の活性化につなげる。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

事業名	交流事業における市民相互の自主的交流の促進			
担当課	交流事業課			
課題・目的	<p>国内交流においては都市と地方が相互に補完し共存すること、国際交流においては平和・友好に資するため青少年の異文化交流や市民の国際理解を推進することを事業の目的としている。</p> <p>これらの事業をさらに効果的に進めるため、多様な主体の参加を得ながら市民レベルの交流を進める必要がある。</p>			
取組事項	<p>市民及び市民団体が自主的交流を行うために、友好都市との市民相互交流の在り方について、庁内関係各課や友好都市と連携を密に検討を行う。</p> <p>また、友好都市宿泊施設利用助成補助制度の拡大を合わせて検討する。</p> <p>友好都市の文化活動やイベント情報等を武蔵野市のホームページや季刊誌などの広報媒体にて積極的かつ戦略的に広報する。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	検討・実施	実施	→

事業名	自主防災組織の設立促進と活動支援			
担当課	防災課			
課題・目的	<p>地域防災力の向上のためには、避難所等を頼らず自宅で生活継続が可能な自助の推進と、安否確認・救出救助・初期消火・地域による避難所運営などの共助の推進が必要となる。そのため、地域防災の担い手である自主防災組織の設立促進と活動支援を行う必要がある。</p>			
取組事項	<p>地域における防災講話などを通じて自主防災組織の必要性を伝え、設立を促進する。また、自主防災組織に対して、活動資器材等の貸与や訓練企画の補助、自主防災組織情報連絡会の実施により活動を支援していく。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

事業名	市民参加のもとで進める良好な生活環境づくり			
担当課	環境政策課			
課題・目的	<p>良好な生活環境を阻害する公害は、典型 7 公害が減少した一方、身近な生活圏で発生する騒音・振動・悪臭等の生活公害が増加した。それに伴い公害監視連絡員の役割も変化し、現在同連絡員制度は休止状態にある。</p> <p>公害監視連絡員に代わる市民連携のあり方を明確にし、市民参加のもとに良好な生活環境を作ることが課題である。</p>			
取組事項	<p>平成 28 年度から公害監視連絡員を休止とし、環境美化推進員等環境関連団体への情報提供と連携を図っている。今後、生活環境に関して市民連携の基本的考</p>			

	え方を整理し、連携先との情報交換を行って市民参加を促していく。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	基本的考え方の整理	参加・連携の推進	運用	→

事業名	市民自らが緑を守り育てる活動の促進			
担当課	緑のまち推進課			
課題・目的	市内の緑の約 60%を占める民有地の緑は減少が続いており、喫緊の課題となっている。公共空間につながる接道部分の生垣を「公共性の高い緑」として位置づけ、市民自ら地域ぐるみで緑を守り育てることを通じ、良好な街並み景観の形成につなげていくことが必要である。			
取組事項	「緑は市民の共有財産」を体現できるよう、関心を持つ市民一人ひとりの技術や知識を高め、主体的に緑のまちづくりに参画する機会を提供する。実施にあたっては、造園業者を企業市民と捉え、市民、業者など様々な主体が役割分担のもと官民協働での緑の保全創出を図る。市民ボランティアの行う作業は、生垣などの刈込みを想定しており、必要な講習会の実施と修了証の交付により、市民自らが市内の緑の保全創出を図っていくことを主眼としたモデル事業の実施と、制度の本格運用に向けた制度設計を行う。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	モデル事業の実施 アンケート等の実施	制度の見直し検討 所有者、ボランティア、造園業者等 関係者との調整	制度運用	→

事業名	シニア支え合いポイント制度の実施			
担当課	地域支援課			
課題・目的	武蔵野市における 2025 年へ向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”の取り組みを強化する一環として、平成 28 年 10 月から試行実施となった「シニア支え合いポイント制度」の広がりや利用状況等を検証し、全庁的な調整と市の計画への位置づけ等を行うため、武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会でも議論となったポイント付与制度の年齢要件や、対象活動の範囲、他の互助活動との連携などについて検討する必要がある。			
取組事項	試行実施期間中に、武蔵野市民社会福祉協議会、学識経験者、協力施設・団体等から構成される「武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会（仮称）」を設置して、情報の共有化を図るとともに、制度の本格実施に向け実施状況の検証や課題を整理する。			

年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	試行実施	拡大実施	拡大実施 事業見直し	本格実施

Ⅱ：市民視点に立ったサービスの提供

1. 効率的・効果的なサービスの推進

(1) 市民サービスの拡充

事業名	被災者生活再建支援体制の向上			
担当課	企画調整課・情報管理課・資産税課・市民課・防災課			
課題・目的	被災者台帳の整備、被災者台帳に基づいた被災者支援施策の適正な実施を行い、災害発生後、いち早く被災者の生活再建を行うことを目的として被災者情報の集約及び各種被災者支援施策のシステム化を検討する。システム化に際しては、他自治体からの支援の受け入れなども想定したシステム導入を検討することが必要である。			
取組事項	被災者生活再建のボトルネックとなっているり災証明発行業務について、まずシステム化・システム導入を目指す。り災証明発行システムについては、東京都が共同利用を提案しており、このシステムの導入について検討する。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	導入	運用	→	→

事業名	ICT を利用したサービスの拡大			
担当課	情報管理課・各課			
課題・目的	自治体クラウドやマイナポータル等の ICT を利用したサービスを研究・検討し、個人情報の十分な安全性を確保しながら市民サービス向上を図る。			
取組事項	マイナポータルにてサービス開始が予定されている子育てに関するサービスの検索やオンライン申請について準備を行う。また、行政機関などからのお知らせ機能の活用を検討する。その他 ICT を利用したサービスについては情報収集を行い、関係部署と検討を行う。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応			
担当課	情報管理課・各課			
課題・目的	平成 29 年 7 月に開始が予定されている自治体間等情報連携について実施準備を行い、運用を開始する。 自治体間等情報連携開始後は、個人情報の十分な安全性を確保しつつ制度活用による事務見直しや新たなサービスを検討し、市民サービス向上を図る。			
取組事項	情報連携については国の予定に沿って準備を行い、運用を開始する。情報連携開始後は、個人情報の保護を第一に、申請書等添付書類の削減など各事務を見直し、申請者等の利便性が向上するよう運用を検討する。また、国が示すマイナン			

	バー活用策について情報を収集し、担当部署と連携して検討を行う。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	運用開始 利便性向上につ いて検討	→	→	→

事業名	コンビニエンスストアでの証明書交付			
担当課	市民課・市民税課			
課題・目的	市民の生活様式の多様化が進む中、市役所の開庁時間以外に、市役所に足を運ぶことなく証明書の交付を受けられるサービスを実現することで、市民ニーズに対応した利便性の向上と業務の効率化を進めていく必要がある。			
取組事項	コンビニエンスストアでの証明書交付について、他自治体での導入実績等を踏まえ、事業実施に向けた取り組みを進める。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	導入	運用	→	→

事業名	休日開庁の拡大の検討			
担当課	企画調整課・市政センター・各課			
課題・目的	平成 20 年 8 月から休日窓口を開始し、市民サービスの向上を図ってきた。行政サービスの提供機会の拡大については、今後の ICT の利活用により利便性向上が図られてゆくことなどを見据え、多角的な視点で市政センターにおける休日開庁のあり方を総合的に検討する必要がある。			
取組事項	春の繁忙期や大型マンションの竣工などの際の流動的な市民ニーズに対し、今後も臨時に窓口を開設することで機動的に対応していく。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	→	→	→

事業名	地域との連携によるプレーパーク機能の拡大			
担当課	児童青少年課			
課題・目的	子どもたちが土、火、水と触れ合いながら自由な発想で自由に遊び、また、様々な年代との交流をすることで、感性や生きる力を磨くとともに、子どもを通じた地域コミュニティの活性化を促すことを目的として、境冒険遊び場公園において常設プレーパークを実施している。運営は、NPO 法人プレーパークむさしのに委託を行っている。 このプレーパークの取り組みを全市的に拡大するため、平成 28 年度から大野田公園での定期プレーパークを開始した。今後も東部地域での開催も含め、地域			

	型プレーパークを全市的に展開していくにあたり、運営体制を検討していくことが必要である。			
取組事項	大野田公園プレーパークにおいては、地域住民がスタッフとして参画して運営を行う体制を作っていく。また、団体補助金等を活用し、緑のまち推進課とも連携しながら、東部地域の公園での開催も実施し、市内各地域での開催を軌道に乗せていく。境冒険遊び場公園プレーパークを含め、実施にあたっては、地域ボランティアの参画を促し、スタッフとして養成を行っていく。また、地域住民等が主体となって地域実施を目指す場合は、運営に関しこれまでの培ったノウハウを提供し、全市的な展開を目指していく。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	東部地域での出張プレーパークの開催及び事業化検討	東部地域でのプレーパークの事業化	市内 3 地域（境冒険遊び場公園、大野田公園、東部地域の公園）でのプレーパーク事業の実施	→

事業名	地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の推進			
担当課	児童青少年課			
課題・目的	<p>小学校児童数の増加や共働き世帯の増加により、あそべえや学童クラブの利用者が増えており、放課後施策の充実が求められている。</p> <p>あそべえでは、異学年・異年齢交流の促進や配慮の必要な児童への対応等が課題となっている。</p> <p>学童クラブでは配慮の必要な児童の受け入れや入会希望児童数の増加への対応等に取り組む必要がある。</p> <p>このような課題を解決し、児童の過ごす放課後をより安全安心で充実したものとするために両事業の連携を推進する必要がある。</p>			
取組事項	<p>武蔵野市全域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関である（公財）武蔵野市子ども協会に両事業を委託する。</p> <p>両事業を統括する地域子ども館館長を新たに配置することにより、あそべえと学童クラブの職員間の情報共有と協力体制を強化して児童一人ひとりへのきめ細かな対応を図る。</p> <p>また、学童クラブに正職指導員を配置し、現場対応力の強化と児童の育成の質の向上を目指す。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

(2) 近隣自治体との広域連携の推進

事業名	近隣自治体等との連携の検討			
担当課	企画調整課・各課			
課題・目的	<p>行政サービスの中には、広域連携によってさらに効率的・効果的な提供が可能となるものがある。そのため、各市間において、業務の標準化を踏まえたシステムの共同利用や広域連携の具体化に向けた検討が必要である。</p> <p>広域連携により、自治体の課題を共有し、ともに協力して解決に結びつけていくことも可能となる。また、自治体だけでなく、大学や民間企業とも連携し、市政の課題解決に向けて取り組んでいく必要がある。</p>			
取組事項	<p>地域全体で効率的・効果的に必要なサービスを提供できる仕組みを構築するため、近隣自治体間で事例の研究や様々な知識の吸収と総合的かつ実践的な能力の向上を図るとともに、職員間の交流を通じて自治体間の連携・協働の推進を図る。</p> <p>平成 31 年のラグビーワールドカップや平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、さらに多くの外国人観光客が訪れると予想されることから、自治体間の連携により互いの強みを活かした国際交流を推し進めるために、外国人支援ボランティアの新たな人材発掘、育成を効果的に進めるよう、人材募集及び人材育成講座等を近隣四市で合同実施する。</p> <p>また、大学や民間企業と連携し、市政課題の共有とそのための具体的な解決策に向けた事業を実施する。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	友好都市間及び近隣自治体間の応援協力・連携体制の強化			
担当課	交流事業課・防災課			
課題・目的	<p>今後 30 年の間に首都直下地震が起こる確率は 70%といわれている。大規模な災害が発生し、被害が広範囲に及ぶ場合、市の防災機関のみでの対応は困難であり、東京都及び被災していない他市区町村等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。</p>			
取組事項	<p>東日本大震災の経験を踏まえ、武蔵野市交流市町村協議会を基盤とした自治体間の水平連携を強化する。今後、「安曇野市サミット宣言」に基づき、災害時に相互支援が迅速に行われるよう、防災対策の情報交換、各自治体の緊急連絡先・担当者等の把握を行うなど、情報収集・伝達機能の強化を図っていく。</p> <p>また、現在、隣接している自治体である杉並区及び練馬区と、災害における応急対策及び復旧対策に係る相互応援活動に関し、協定を締結している。今後、近隣自治体間の応援協力・連携体制のネットワーク化を図り、災害時の相互協力体</p>			

	制の強化充実を図る。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	ごみ処理の広域連携の研究			
担当課	ごみ総合対策課・クリーンセンター			
課題・目的	<p>基礎自治体ごとに廃棄物処理を実施することは効率的ではなく、広域的な連携が必要不可欠である。特にリサイクル等を一層進めていくためには広域連携の重要性がますます高まることになる。また、震災等大規模災害時における廃棄物処理については、単独市だけでは対応できないため、東京都及び多摩 25 市 1 町を始めとした連携体制の構築が不可欠である。</p>			
取組事項	<p>震災による災害がれきの処理に際し、必要となる東京都及び多摩各市との広域連携の内容研究と連携体制の構築を検討する。</p> <p>資源ごみの資源化施設が市内に無いため、遠方まで輸送・処理している現状を踏まえ、近隣自治体との広域連携による処理を模索する。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	調査研究・検討	→	→	→

Ⅲ：市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

1. 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

(1) 市民視点に立った市政情報の提供

事業名	オープンデータの検討			
担当課	企画調整課・秘書広報課・情報管理課			
課題・目的	<p>市では市政に関するあらゆる情報を保有しており、それらを市ホームページ等により積極的に公開しているが、機械判読に適したデータであり二次利用が可能な利用ルールで公開されるデータ（オープンデータ）としての公開には至っていない。「行政の透明性・信頼性の向上」、「国民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」等を目的に、国は「電子行政オープンデータ戦略」を掲げ、地方自治体においても取り組みの推進が求められており、市においてもこの取り組みを進める必要がある。</p>			
取組事項	<p>庁内での検討チームを立ち上げ、オープンデータ公開に向けたルールの整備を行い、まずはすでに市で保有している各種データのうち、優先的に公開できる情報を選別して市ホームページにてオープンデータとして公開する。あわせて、公開するオープンデータの種類を増やしていくための運用方法を検討し、順次拡大していく。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	実施	→	→

事業名	災害時の情報収集及び提供手段の検討・充実			
担当課	秘書広報課・防災課			
課題・目的	<p>災害時には情報の途絶や錯綜などによる混乱が発生する中で、時々刻々と変化する状況を把握し、減災活動に努めなければならない。速報性と公平性に配慮しつつ、適切な情報提供を図る必要がある。そのためには、情報の一元的な収集・分析と、活動要員との情報共有や市民・関係機関への情報提供をより効果的・効率的に行える手段の検討・充実が必要となる。</p> <p>既存の防災情報システムが抱える実運用上の課題を解決し、よりの確な意思決定を行えるよう情報収集機能の向上を図るとともに、より迅速で簡易な情報提供を図る必要がある。</p>			
取組事項	<p>市公式ホームページのリニューアルによるホームページとツイッターとの連携の運用も含め、災害時における情報提供の充実を図る。また、災害時において FM 放送による情報提供を滞りなく行うため、関係機関と協議を進めるほか、本庁舎からの FM 放送についても平常時から充実を図っていく。</p> <p>防災情報システムの再整備により、職員召集システムのレスポンス速度の向上や、被害情報等の収集の簡便化・効率化を行う。また、防災行政無線においては、</p>			

	デジタル化を実施することで操作性の向上や気象警報等の自動発報を可能にするとともに、屋外拡声子局のスピーカーを入替え、より聞き取りやすい音声による情報提供を行えるようにする。また、電話応答サービスとの連動を図ることで、誤操作の懸念や、即時性の課題を解決する。				
年次計画		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	情報提供の充実	実施	→	→	→
	防災情報システム	検討・構築	導入・運用	運用	→
	防災行政無線のデジタル化	設計	導入・整備	→	→

事業名	総合的な市政情報提供の推進			
担当課	秘書広報課・各課			
課題・目的	市民のライフスタイルや情報の入手方法が多様化する中、誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、速報性と公平性に配慮しながら、各広報媒体の特徴を活かした市政情報の提供を行っていく必要がある。			
取組事項	市報・ホームページ・季刊誌・地域メディアなど、多様な広報媒体の特性を活かした広報活動を継続するとともに、新たなメディアへの対応も進めていく。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

事業名	市民にわかりやすい予算の公表			
担当課	財政課			
課題・目的	<p>今後の財政状況において子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費、公共施設や都市インフラの老朽化への対応など、多額な費用が必要となると見込まれている。</p> <p>市民への情報公開を進めることにより、市財政の現状と今後の見込みを知ってもらうことが重要である。</p>			
取組事項	年次財務報告書、予算の概要、決算資料等、市報や季刊誌などを通じて、市の財政状況、各施策、事業の成果などについて、平易な言葉やイラストなどを活用し、市民にわかりやすい公表を進める。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

事業名	環境啓発事業におけるわかりやすい情報発信			
担当課	環境政策課・ごみ総合対策課・クリーンセンター・下水道課・緑のまち推進課			
課題・目的	<p>私たちの日々の生活をめぐる環境が大きく変化する中、これまで以上に市民や事業者・行政等がそれぞれの生活や活動の中の環境問題に気づき、自らの問題として捉え、環境に配慮した行動を実践することが重要であり、それらの環境配慮行動を促す環境啓発を進める必要がある。</p> <p>また、市民等が行う環境への取り組みや環境情報の発信等の活動は、個々の役割や立場で行うだけでなく、総合的かつ体系的な実施により相乗効果が得られることから、環境に関する情報をわかりやすく得られる仕組みづくりが必要である。</p>			
取組事項	環境部各課が行う環境啓発事業を総合的かつ体系的に見直し、適宜再編等を行うことで整理し、事業のスリム化と環境啓発の充実を図る。また、物事の現象とその根源の関係性を明確にした情報提供、環境啓発・情報プログラムの体系化、SNS等の情報ツール等を活用した情報発信の仕組みについて検討を行う。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	既存事業の整理・再編	既存事業の整理・再編、新しい情報発信の仕組みの検討	新しい情報発信の仕組みの構築	運用

事業名	子育て情報発信ウェブサイトの構築			
担当課	子ども政策課			
課題・目的	<p>誰もがいつでも子育てに関する最新の情報を入手し、共有することのできる環境を整備する必要がある。</p> <p>現在、市から子育てに関する様々な情報が電子媒体により提供されているが、次のような課題がある。</p> <p>①ホームページなど「子育て家庭が情報を取りに行く」媒体は充実しているが「市から子育て家庭へ発信する」部分が弱い。</p> <p>②①の結果として、情報を伝えたい人に適時適切に伝わっていない。特に妊娠期から子育て期までは、必要な情報を必要な人に伝えなければならない。</p> <p>③予防接種のスケジュールが複雑で利用者は管理が大変である。</p> <p>④幼稚園・保育園情報については、タイムリーな情報を提供できていない。</p>			
取組事項	上記課題を解決するため、モバイル環境にも対応した子育て情報発信ウェブサイト平成29年度中に構築する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実施	—	—	—

事業名	学校用ホームページ更新システムの導入			
担当課	指導課			
課題・目的	学校ホームページの更新にかかる教員の負担を軽減することで、学校ホームページの更新頻度の向上を促し、学校から家庭や地域への適切な情報発信を充実させる必要がある。			
取組事項	ホームページ作成の専門知識がなくても、教員がホームページを適時に簡単に更新し、管理職が承認できる学校用ホームページ更新システムを小中学校に導入する。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	導入	運用	→	→

(2) 公共サービスの一覧性の向上

事業名	生涯学習情報の一元化・共有化			
担当課	生涯学習スポーツ課			
課題・目的	成人向けに「生涯学習ガイド」「サークルガイドブック」、小中学生向けに「講座まるごと NAVI」や武蔵野プレイスでは「Place Info」など行政が提供する生涯学習事業については、これまでも一覧化するよう進めてきた。しかし、生涯学習に関する情報は、行政だけでなく地域の生涯学習活動団体、大学等が、それぞれの広報媒体を通じて提供しており、全体像を把握しにくい。そのため、情報の把握・提供において改善が必要である。			
取組事項	市の各部署、関連団体で実施している事業のほかにも、地域の生涯学習活動団体、企業、大学、研究機関等がもつ生涯学習情報を取りまとめ、生涯学習ガイドブック等に掲載していく。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

(3) 広聴の充実と広報との連携

事業名	広聴の充実及び広報と広聴の連携の推進			
担当課	秘書広報課・市民活動推進課・各課			
課題・目的	適切な情報を適切な時に市民に届けるとともに、市民の声に真摯に対応することが、市政への信頼を高めることにつながる。市民と市のコミュニケーションをより活発にするため、広報と広聴がそれぞれ一方通行にならないよう、双方向の情報の流れを確立する必要がある。			
取組事項	相互コミュニケーション機能をもつ SNS を活用する。 広報・広聴部門間の連携を深め、市民により伝わりやすい効果的な広報活動を行う。			

	<p>タウンミーティング、市長への手紙、市政アンケートなど、あらゆる広聴の機会において、市民ニーズの的確な把握に努め、市民の要望に迅速・的確に対応できる体制づくりを引き続き行う。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

IV：公共施設の再配置・市有財産の有効活用

1. 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

(1) 公共施設等の再編

事業名	「公共施設等総合管理計画」に基づく施設整備の推進			
担当課	企画調整課・各課			
課題・目的	<p>これまでに整備してきた公共施設及び都市基盤施設（以下「公共施設等」という。）の老朽化が進み、今後大量に更新時期を迎え、多額の費用負担が生じる。また社会情勢の変化に伴い公共施設等に対するニーズ変化への対応も重要である。</p> <p>将来にわたり健全な財政運営を維持するとともに、安全で時代のニーズに合った公共施設等を整備・提供していくため、公共施設等総合管理計画に基づき、横断的な調整を図りながら、計画的に個々の施設の維持・更新に取り組む必要がある。</p>			
取組事項	<p>公共施設等総合管理計画に基づき、各施設サービスのあり方を含め幅広く市民との合意形成を図りながら、分野ごとの類型別施設整備計画を策定又は改定し、当該計画に沿った施設整備を推進する。</p> <p>そのため横断的な庁内組織を設置し、公共施設等の全体を俯瞰した進捗管理・調整機能を確保し、公共施設等総合管理計画を着実に推進していく。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

事業名	公共施設のリノベーションの推進			
担当課	企画調整課・施設課			
課題・目的	<p>バリアフリー、ユニバーサルデザイン、防災機能、省エネ性能など、公共施設に求められる性能水準は時代とともに変化してきている。これらの変化・多様化する社会的ニーズに適切に対応するための改修が必要である。</p> <p>また、さまざまな社会的課題を解決し、相乗効果や付加価値を生み出す施設としていくため、施設の利用状況やコスト等を踏まえながら、施設の複合化や多機能化、転用等の検討も必要となる。</p>			
取組事項	<p>当面の間建替えの必要がなく、今後長期にわたり利用が見込まれる公共施設については、バリアフリー条例やユニバーサルデザインガイドライン、地域防災計画、環境基本計画等に則り、必要な機能整備を図るとともに新たな技術を導入し、ライフスタイルや社会状況の変化に対応した利用しやすく安全な施設に改善していく。</p> <p>また、地域の拠点づくりや子育て支援、にぎわい創出、まちの魅力向上等のさまざまな社会的課題に対応し、施設に新たな価値を付加していくため、複合化、</p>			

	多機能化、転用等を含めたリノベーションを検討し、推進していく。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

(2) 市有財産の有効活用

事業名	未利用・低利用財産の有効活用			
担当課	企画調整課・管財課			
課題・目的	市が管理（所有・賃貸）する土地・建物のなかには、利用計画が決まっていな いなどの理由から、その資産価値を引き出せないまま維持管理コストがかかって いる未・低利用財産があり、その有効活用による管理コストの節減や歳入の増加 を図る。			
取組事項	未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針において、「売却」に分類さ れた土地について、境界確定が終了した土地のうち、面積が狭小、不整形の土地 から売却を推進する。 その他の物件については、一時的に有料時間貸駐車場等として活用するほか、 高齢者・障害者支援や子育て支援、健康・スポーツ等の民間等によるサービス提 供が期待できる分野において、市が保有する土地に施設や民間サービスを誘致す るなどの取り組みを進める。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	公民連携による武蔵境駅北口市有地の活用（武蔵境市政センターの移転）			
担当課	企画調整課・市政センター			
課題・目的	武蔵境駅北口市有地については、市民の利便性を高めるため武蔵境市政センタ ーの移転先として整備するとともに、駅前の立地を活かし、地域活性化に配慮し たにぎわいの創出や武蔵境のまちの魅力向上にも資する活用を図る。民間事業者 のノウハウ、技術、資金等を最大限に活用するため公民連携の事業手法を導入す る。			
取組事項	市有地に事業用定期借地権を設定し、事業者が施設を設計、建設、維持管理、 運営する。市は、事業趣旨に沿った効果的かつ安定的な事業運営がなされるよう 事業者との必要な連携・協議を行う。当該施設のうち武蔵境市政センターとして 一部を賃借し、当該部分について内装等の設計・工事及び維持管理・運営を行う。 また、庁内関係各課・事業者との十分な連携・協議を行い、武蔵境市政センタ ーの移転を円滑に進める。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	—	—	—

事業名	市有地活用による福祉インフラ整備事業の検討			
担当課	企画調整課・高齢者支援課			
課題・目的	<p>介護保険制度等の改定等により、地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の考えのもと、これまで以上に地域で支え合うサービスや地域での生活継続を可能にするサービスを持続的に提供する必要がある。財源の確保に努め、当事者や介護者のニーズを把握したうえで、小規模・多機能な施設サービスを始めとする福祉サービスの基盤整備を計画的に進めるため、市有地の有効活用と効果的な事業手法の導入が重要である。</p>			
取組事項	<p>福祉サービスの基盤整備を計画的に行っていくため、東京都の福祉インフラ整備事業や公民連携の手法等を参考に、中期的な展望に立った本市独自のインフラ整備事業を検討する。</p> <p>すでに福祉目的での活用について一定の方向性が示されている市有地については、民間活力を導入した事業化の可能性を検討したうえで、効率的・効果的な事業実施を推進していく。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	手法の検討	事業化の検討・実施	—	—

V：社会の変化に対応していく行財政運営

1. 効率的・効果的な行政運営の推進

(1) 業務の外部化の推進

事業名	外部化の推進			
担当課	企画調整課・人事課			
課題・目的	職員定数を適正な水準に保ちつつ、他市と比較して超過勤務時間が多いという課題に対応するため、さらなる業務の効率化が求められている。様々な主体により多様な公共サービスが提供されている中で、行政が担うべき業務を明確にしながら、それ以外の業務については標準化を行いつつ外部化の導入を検討し、限られた資源の中で最大の効果を発揮するための手法を探っていくことが重要である。			
取組事項	事務事業の評価・見直しを行う場合には、市が関与すべき事業かどうか、関与する場合にあっても実施主体として最もふさわしいのは誰かという視点を持って外部化についての検討を行う。また、業務の標準化を行う中で、業務の一部を切り出し、外部化を行うことで、より効率的・効果的な公共サービスの提供が可能となる部分がないかどうかを検討する。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	→	→	→

事業名	公共施設定期点検業務の外部化			
担当課	施設課			
課題・目的	総合的な施設整備にかかる企画立案調整など市に求められるコア業務を、市職員が担い推進していくために、定型業務で外部化が可能な施設定期点検業務の外部化を進める。 特に地域防災計画に基づき災害時にスムーズに開設することが必要となる避難所等、防災上重要な施設については、通常時の施設点検に関わっている点検スタッフによる緊急安全点検が求められる。			
取組事項	災害時の避難所開設安全点検スタッフへの委託化を図る。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	委託化の調査・検討	実施	→	→

事業名	電話交換業務の委託化			
担当課	管財課			
課題・目的	本市では電話交換業務を直営で行っており、平成 27 年度は再任用職員と嘱託職員、平成 28 年度から嘱託職員と派遣職員で対応してきたが、今後嘱託職員の			

	<p>任用期間満了に伴い電話交換業務のスキル維持に課題が生じると考えられる。そのため、人員の入替が生じても対応レベルを保ち業務を継続できる体制を早急に構築する必要がある。</p> <p>電話交換業務は、すでに多摩 26 市中 24 市が外部委託しており、民間の力により行われていることから、業務の委託化により安定した電話交換業務を行えるようにする。</p>			
取組事項	<p>(1) 平成 29 年 4 月から代表電話の交換業務の全面委託化を実施する。</p> <p>(2) 委託後も、代表電話の受信数の推移や各課からの意見及び他市の状況等を参考にし、電話交換業務レベルの維持を図っていく。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

事業名	窓口業務の外部化			
担当課	子ども家庭支援センター			
課題・目的	<p>児童手当並びに乳幼児及び義務教育就学児医療費助成の窓口等の定型的な業務について、効率的・効果的なサービスを提供できるよう業務の内容を精査するとともに、外部化について検討を進める必要がある。</p>			
取組事項	<p>正規職員が行うべき業務の整理及び業務マニュアルの作成を行い、民間委託が可能な業務について外部化する方向で検討する。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

(2) 適正なサービス水準の検討と政策再編の推進

事業名	適正なサービス水準の検討と政策再編の推進			
担当課	企画調整課・各課			
課題・目的	<p>施策・事業を細切れに実施しても単独事業では政策効果は低く、各々の事業としては高いサービス水準を提供しているにも関わらず課題解決につながらない場合がある。本市の特性を踏まえた適正な行政サービス水準を検討し、その水準に即した独自の政策を生み出し、最適な資源の配分を行っていく必要がある。</p> <p>現在の健全財政を維持しながら、行政需要の量的及び質的な拡大に対して限られた財源や人的資源の中で市政を持続的に発展させていくには、既存の事務事業の見直しが必要となる。特に補助金については、その財源の主なもの市税であることから、目的、実施効果などを常に評価し、見直す必要がある。</p> <p>サービス水準の見直しに基づいて財源を生み出し、課題に対し、いくつかの事業を束ね組み合わせることで、政策効果の最大化を図っていく。</p> <p>また、複雑化する市民各々のニーズに応えられるよう、サービスの分野を超え</p>			

	た横断的・連続的な政策の実施についても検討していく。			
取組事項	<p>予算概算要求において、個々の事業・施策を総合的に考え、その有効性とサービス水準を見直し新たな事業を生み出す政策再編を進め、資源配分の全体最適化を図り、持続可能な財政運営を進める。また、分野の枠組みを超えて、さらに行政や市民活動団体、民間企業など多様な主体間の連携を促進しながら、1つの事業でその効果が多方面に波及し、複数の成果を上げるような事業の実施を促進していく。</p> <p>本市では事務事業評価を行政経営におけるPDCAサイクルの一層の確立に向けたマネジメントツールと位置づけ、政策再編の手法を取り入れる等して、資源配分の全体最適化を図ってきた。今後も、歳出抑制を徹底するため、より効果的な手法を模索しつつ、引き続き事務事業（補助金）の見直しに取り組む。</p> <p>補助金については、個人に対する補助金の評価（平成24年度）、委託型・その他の補助金についての評価（平成25年度）、扶助費を対象とする評価の実施（平成26年度）等、補助金の種類によって見直しを行ってきた。今後の見直しの方向性が示されたものについては、随時進捗管理を行っていく。また、現金給付から現物給付へ、運営費補助から事業費補助への移行も踏まえ、公平性、必要性、優先度、費用対効果などの観点から、引き続き見直し、削減を行っていく。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実施	→	→	→

事業名	障害者福祉サービスのあり方検討
担当課	障害者福祉課
課題・目的	<p>障害者施策においては、平成18年度に障害者自立支援法が施行されたことを契機に、障害者福祉サービスの充実策等による利用促進に伴い、給付費が増加しており、本市においても自立支援給付にかかる費用を中心に、増加傾向にある。</p> <p>また、発達障害や高次脳機能障害、難病罹患者など障害者の範囲の拡大に伴うサービスが拡充されているほか、親亡き後も安心して地域生活ができる仕組みづくり、障害者の高齢化・重度化への対応など課題も多くなっている。</p> <p>このような状況の中、手当の見直しを含むサービス再編の必要性については、市の障害者計画でも明記されていることから、市として今後の障害者福祉施策のあり方について総合的な検討を行うため、平成28年度に障害者福祉サービスのあり方検討有識者会議を設置した。</p>
取組事項	<p>同有識者会議から提出された報告を基に、今後充実すべき施策の方向性や安定的なサービス利用と基盤整備の推進に向けた、現金給付から現物給付へのシフトによる手当見直しなどについて、検討を行っていく。</p>

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年次計画	検討	検討 サービス再編、手 当見直し等の実施	—	—

事業名	子育て支援施策の再編の検討			
担当課	子ども政策課			
課題・目的	<p>地域の子育て支援団体や民間事業者が育ちつつあり、(公財)武蔵野市子ども協会を含めた各主体の役割分担を整理・検証する必要がある。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度が施行され、利用者が子育て支援サービスを適切に選択・利用できるようにするため、利用者支援事業を充実しながら、子育て支援施策を再編する必要がある。</p>			
取組事項	<p>利用者支援事業について、地域連携を重点的に充実させる。適宜必要な事業を(公財)武蔵野市子ども協会に移管する。妊娠期から子育て期まで切れ目の無い子育て支援を実現するため、母子保健事業と連携しながら子育て支援施策を再編する。</p>			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年次計画	0123施設における利用者支援事業の充実	検討(子育て支援施策の今後の方向性)	今後の方向性を提案(第五次子どもプラン策定)	第五次子どもプランに基づく施策・事業の実施

事業名	保育サービスと費用負担のあり方の検討			
担当課	子ども育成課			
課題・目的	<p>平成 26 年度に開催した保育料審議会では翌年度に控えた子ども・子育て支援新制度に対応するため認可保育施設の保育料だけでなく、新制度に移行する幼稚園の保育料や認可外保育施設入所児童保育助成金のあり方も検討された。</p> <p>しかしながら、新制度の整備が遅れ、特に1号認定こどもの保育料について議論がつかせず国基準のまま設定されたことは次回の審議会に向けて大きな課題となった。</p> <p>その他、一時保育等の各種保育サービスの利用料等、全般的な費用負担のあり方を検討していく必要がある。</p>			
取組事項	<p>平成 26 年度の保育料審議会にて、保育料が適正か確認するために今後3～4年の間隔で保育料審議会を開催する旨、答申でまとめられた。</p> <p>これを受け、平成 30 年に改めて保育料審議会を開催して、費用負担のあり方を検討していく。</p>			

年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	保育料審議会実施	実施	→

(3) 施設維持管理の効率化

事業名	市有施設の維持管理費節減			
担当課	企画調整課・施設課・各課			
課題・目的	<p>施設維持管理業務については、施設ごと又は担当課ごとに業務仕様に差異が見受けられ、仕様の最適化や業務品質に対する管理・確認が十分に行われているとは言えない状況がある。</p> <p>また業務委託契約が業務の種別ごと、施設ごとに分かれている場合が多いことや、随意契約事案も相当数を占めている点等、経費節減の余地が大きいと考えられる。</p> <p>施設の維持管理費を節減し経常経費の縮減を行うとともに、サービスの質の維持・向上を図る必要がある。</p>			
取組事項	<p>清掃、設備管理点検、警備、受付業務等の施設維持管理業務について、各委託業務の仕様の見直しを行い、施設ごとに不合理な差異が生じぬよう仕様の整合を図るとともに、必要かつ適切な水準を設定する。</p> <p>また、経費節減や事務効率化、サービス水準の維持・向上等を効果的に実現するため、異なる業務を包括的に委託する包括管理委託の導入や、プロポーザル等の効果的な発注方式の導入、業務モニタリング体制の構築等を検討する。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	実施	→	→

事業名	福祉型住宅管理人住戸の公営住宅化			
担当課	住宅対策課			
課題・目的	<p>平成 24 年度に実施された『市営住宅・福祉型の適切な管理及び在り方検討委員会』の検討を受け、福祉型住宅の管理方法を住込み管理人から、派遣型 LSA（ライフサポートアドバイザー）に順次変更してきており、平成 29 年度末までに全ての管理人用住戸 12 戸が空室となる。</p> <p>空室となった管理住戸を公営住宅として有効活用することにより、住宅確保要配慮者の住宅確保と経費の軽減を図る。</p>			
取組事項	<p>福祉型住宅は、高齢者・障害者・ひとり親世帯が入居出来る目的別公営住宅等として運営されてきた。今まで管理人住戸として使われてきた世帯用住戸（1DK～2DK）の公営住宅化にあたり、対象とする世帯について検討する。</p> <p>その後、福祉型住宅所有者（オーナー）との契約変更、公営住宅化に伴う国・都へ報告、福祉型住宅管理条例の改正、居室の改修等を実施し、平成 30 年度に</p>			

	入居を開始する。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	条例改正 実施	実施	→	→

(4) 業務の効率化

事業名	新クリーンセンター開設に伴うエネルギーの効率的活用			
担当課	管財課・環境政策課・クリーンセンター			
課題・目的	平成 29 年 4 月から稼働する新クリーンセンターは、環境性能に優れた施設というだけでなく、本庁舎をはじめとした周辺公共施設へのエネルギー供給センターとしての機能を有しており、今後有効なエネルギー活用が期待されている。そのため、新クリーンセンターのエネルギーを長期間有効活用できる方法を検討する必要がある。			
取組事項	受電側の周辺公共施設において、設備・機器の更新の検討・改修を行い、新クリーンセンターから生み出されるエネルギーの効率化を推進していくことで、余剰エネルギーを生み出し、売電価格が高い昼間時間の売電量を増やす。 また、夜間に発電される電力の有効利用等、より一層のエネルギーの効率的活用方法につき検討を行う。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	エネルギーの効率的活用方法の検討	→	→	→
	周辺公共施設設備・機器改修の検討	→	→	→

事業名	新しい EMS（環境マネジメントシステム）の運用			
担当課	環境政策課			
課題・目的	市の事務事業に伴い発生する環境への負荷を低減させるため、ISO14001 に基づく EMS（環境マネジメントシステム）を 16 年間運用してきたが、価値観の定着やノウハウの蓄積が見られる一方、柔軟な運用が難しいことや、有効性の限界等が課題となっている。このことを踏まえて、これまでの成果を活かしながら、武蔵野市らしい EMS を運用する必要がある。			
取組事項	ISO14001 の自己適用宣言やエコアクション 21 等 ISO 以外の規格への変更等の選択肢も検討した結果、独自性や有効性、コスト等の観点から、平成 28 年度中に ISO14001 の認証取得を返上し、それに伴って平成 29 年 4 月より独自 EMS を構			

	<p>築・運用する。</p> <p>新しいEMSは、平成12年度から続く年次報告書「武蔵野市の環境保全」をその実績・評価の証明と位置付けることをベースに組み立て、「武蔵野市」らしさを念頭に置きながら、さらなる有効性はもちろん、使いやすさ、わかりやすさ、合理性を追求する。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	新システム運用開始	運用	→	→

(5) 業務の広域化

事業名	都営水道一元化に向けた取り組み			
担当課	水道部総務課			
課題・目的	<p>本市の水道施設は、バックアップ機能が十分に整備されておらず災害や事故で被害を受けた場合、大規模な断水の恐れがある。バックアップ機能を強化するとともに、将来にわたり水道水の安定供給を可能とするため、早期に都営水道との一元化を図る。</p>			
取組事項	<p>財政調整等に関わる事項、基本協定書・細目協定書・引継財産目録の作成等に必要の財産整理を行う。また、事業廃止に伴う届出（厚生労働省）については、関係部署と連携し、課題整理を進める。</p> <p>また、水道水の安定供給に関わる課題、都営一元化について、丁寧に、かつ戦略的に広報する。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	一元化に関する条件の合意	一元化基本協定の締結	一元化移行に必要な事務処理	都営一元化移行

2. 健全な財政運営の維持

(1) 新たな会計制度の導入

事業名	新公会計制度（複式簿記会計）の導入			
担当課	財政課			
課題・目的	<p>地方公共団体の財務書類について、総務省が平成27年1月に統一的な作成基準（新公会計制度）を定めた。これに基づき精緻な財務書類を作成し、他の地方公共団体との比較をするなど、財務分析を行う。また、市民に財務状況をわかりやすく公表し、健全な行財政運営を維持するための取り組みにつなげていく。</p>			
取組事項	<p>平成28年度決算に係る財務書類及び報告書を統一的基準に基づき平成29年度に公表する。以降、毎年度公表し、健全な行財政運営を維持するための資料として活用する。</p>			

年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	導入・公表	公表	→	→

事業名	下水道事業の公営企業会計への移行			
担当課	下水道課			
課題・目的	<p>下水道普及率が 100%に達している本市では安定した下水道事業を将来に渡って維持することだけでなく、近年多発する自然災害への対策や、よりよい水環境の創出等、環境面に配慮した新たなニーズにも応えていく必要があり、施設などの資産を最も効率的・効果的に管理・活用する事業経営を目指す必要がある。</p> <p>平成 27 年 1 月、総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」の発出により、平成 32 年度までに、地方公営企業法の一部または全部を適用し、公営企業会計を適用することになり、本市も平成 32 年度移行を目指して準備を進める必要がある。</p>			
取組事項	<p>平成 32 年度公営企業会計移行にむけて、公営企業会計システム構築の業者を決定し、構築後、平成 28 年度から始めている下水道資産のデータを統合する。移行に伴い変更を要する例規類の見直しや、業務に関連する部署との調整を行う。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	下水道資産の調査と整理 公営企業会計システム導入業者の決定 その他庁内調整	下水道資産の調査と整理 公営企業会計システム構築 その他庁内調整	下水道資産の整理 公営企業会計システムテストラン その他庁内調整	公営企業会計移行

(2) 入札及び契約制度改革のさらなる推進

事業名	入札及び契約制度改革のさらなる推進
担当課	管財課
課題・目的	<p>平成 26 年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、公共工事の品質確保の促進を目的に、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、ダンプの防止等の基本理念が示された。</p> <p>このように入札・契約制度をめぐる環境は、ここ数年で大きく変化してきている。このため、公共調達には良質・安価な調達であることに加えて、適正な労働環境の確保など社会の多様な求めに応えることが必要となっている。こうした社会の要求に応えるため、透明性・競争性を考慮しながら契約制度改革のさらなる推</p>

	進が必要となっている。				
取組事項	<p>工事請負契約において、平成 28 年度に見直す「武蔵野市総合評価方式実施ガイドライン（試行版）」に基づき総合評価方式の試行を継続し、検証を行う。</p> <p>また、現在、設計金額 3,000 万円以上の工事請負契約で設定している最低制限価格について、他案件への拡大を検討する。</p>				
年次計画		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	工事請負契約における総合評価方式の見直し	試行・検証	→	→	実施
	最低制限価格を設定する案件の拡充	検討	→	実施	→

(3) 歳入の確保

事業名	広告収入等の拡大に関する検討			
担当課	秘書広報課・財政課・子ども政策課・図書館・各課			
課題・目的	<p>生産年齢人口の減少が見込まれ、歳入の大幅な伸びは見込まれない。一方で、少子高齢化に伴う社会保障関係費等の伸び、都市インフラや公共施設の老朽化への対応、安心安全なまちづくり施策など、多額の経費が必要とされることから、市税以外においても歳入を確保することは重要な取り組みである。</p> <p>引き続き歳入確保の手段として広告収入等の拡大を検討する必要がある。</p>			
取組事項	<p>公共施設やパンフレットなどに民間事業者の広告を掲出して広告料収入を得ることについて、他の自治体での事例を参考にしながら、拡充を図る。子育て情報ウェブサイトや図書館ホームページ等へのバナー広告の掲載については、市ホームページに広告掲載する場合の現在の仕組みを参考にしつつ、導入の検討を進める。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	債権の適正な管理			
担当課	財政課・納税課・各課			
課題・目的	<p>債権管理の目的は、①債務者間の負担の公平性確保、②歳入の確保、③事務の適正化・効率化を図るものである。</p> <p>市には様々な債権があり、それぞれ適用する法令があることから、適正な債権処理に取り組む必要がある。</p>			

	また、債権管理の方法の統一化を進め、組織間における情報の共有化を図り、効率的、効果的な事務を進めることが必要である。			
取組事項	市債権管理への取り組みについて、関連各課において管理の方法等情報の平準化を図り、事務の効率化を進めるとともに、他市の状況を見ながら債権管理条例の検討を進める。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	市税等収納率の向上			
担当課	納税課			
課題・目的	<p>第四次行財政改革アクションプランにおいて徴収強化期間を平成 26 年度から 28 年度と定め、職員定数を 5 名増員するとともに、滞納整理の様々な取り組み（財産調査、納税相談、差押、捜索、公売、処分停止）の強化を行ってきた。</p> <p>その結果、平成 27 年度の現年度の市税収納率は本市史上最高の 99.5% を記録したが、滞納繰越分の収納率は 31.4% と多摩地域では下位になっている。徴収強化期間が終了する平成 29 年度以降の市税等収納率の維持・向上が課題となっている。</p>			
取組事項	<p>催告書の様式変更及び封入事務の委託化、自動音声電話催告システムの導入並びに滞納者宅への臨戸訪問調査委託などを行い、滞納者への催告事務（文書催告、電話催告、訪問催告）をより効果的かつ効率的に実施し、新規滞納の発生を抑制するとともに、滞納者へのきめ細かい対応や滞納整理を積極的に行うことにより、市税等収納率の維持・向上を図る。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

(4) 受益者負担の適正化

事業名	適正な受益と負担の検討			
担当課	財政課			
課題・目的	<p>施設使用料をはじめとする行政サービスの使用料や手数料の設定にあたっては、受益者負担の公平性の観点から、受けるサービスに応じた負担を求めていく。</p> <p>既に設定されている料金についても検証し、適正な料金設定に向けて検討していく必要がある。</p>			
取組事項	<p>社会・経済状況の変化、他市との均衡も考慮しながら、定期的に検証を行う。</p> <p>また、必要がある場合は随時、検証を行い、適正化を図る。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検証	→	→	定期検証

事業名	武蔵野公会堂駐車場の有料化			
担当課	市民活動推進課			
課題・目的	<p>他の公共施設が設置する利用者専用駐車場は、そのほとんどが有料であるなか、武蔵野公会堂駐車場は駅前という好立地であるにもかかわらず、無料で提供されている。</p> <p>受益者負担の適正化の観点において、著しく均衡を欠いていることから有料化する必要がある。</p>			
取組事項	駐車券発券機等必要な機器整備を行い、平成 29 年 10 月を目途に有料化する。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	整備・実施	—	—	—

3. 財政援助出資団体の見直し

(1) 財政援助出資団体のあり方と団体に対する市の関与のあり方の見直し

事業名	財政援助出資団体の統合と自立化			
担当課	企画調整課・各課			
課題・目的	<p>公共サービスの提供主体は市民活動団体から企業まで多様化しており、自助、共助で支えられるサービスや、企業・NPOなどで提供できるサービスは、市民・民間セクターの多様な主体による自立した活動が行うことで、活力ある地域社会を形成していく必要がある。</p> <p>そのことを踏まえて、財政援助出資団体がより効率的・効果的なサービス提供を行う主体となるため、団体の存立意義に立ち返るとともに、現在の社会情勢から求められる機能を再確認し、団体が担うべき役割と団体のあり方について検討・整理を行う必要がある。</p>			
取組事項	武蔵野市財政援助出資団体あり方検討委員会報告書に基づき、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合準備、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合準備、(社福)武蔵野及び武蔵野交流センターの自立化を進める。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	→	→	→

事業名	(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団との統合の準備			
担当課	企画調整課・市民活動推進課・生涯学習スポーツ課			
課題・目的	近年、芸術・文化と、生涯学習やスポーツというジャンルの垣根が低くなっている。市民の芸術文化活動の支援を行う(公財)武蔵野文化事業団と図書館や生涯学習等の機能を有し、市民のスポーツ活動の支援も担う(公財)武蔵野生涯学			

	<p>習振興事業団が統合し、一体的な取り組みを行うことで、一層効果的な芸術文化や生涯学習等の事業を展開し、各々の団体の職員が異なった文化に触れることにより、さらに高い専門性を発揮したサービス提供が可能となる。</p> <p>市は、両事業団の経営に対するスタンスを明確にするとともに、(公財)武蔵野文化事業団のミッションである、質の高い芸術文化の提供及び市民の芸術文化活動の支援について、生涯学習やスポーツ等を含めた一体的な芸術・文化事業を展開していくことが求められている。</p> <p>そのことを踏まえ、両事業団が統合し、一体的な事業展開を図っていくためには、財団設立の目的や業務内容が異なる両事業団が持つ、固有の課題を洗い出し、統合によるメリットを多角的に検証した上で取り組む必要がある。</p>			
取組事項	<p>両事業団、主管部課長による定例会議を開催し、統合の目的や統合にあたっての課題を整理し、それぞれの役割を明確化する。統合によるメリットについて協議しながら、システム統合運用や業務共有化等、具体的な統合手法を検討するなど、必要な準備を進める。市は、統合に向けた検討状況の全体の進行管理を行っていく。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	定例会議の実施 (年 3 回程度)	→	→	→

事業名	(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会との統合の準備
担当課	企画調整課・地域支援課・高齢者支援課
課題・目的	<p>少子高齢化が進む中、市民がいつまでも武蔵野市で暮らし続けることを目的に、自助・共助・公助による“まちぐるみの支え合い”を推進していくため、市民への福祉サービスを行う(公財)武蔵野市福祉公社と市民の共助の調整を行う(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合の準備を進める必要がある。</p> <p>武蔵野市財政援助出資団体内在り方検討委員会報告書(平成 26 年)においても、両団体の役割の明確化などを行った後、「中長期的に福祉公社と市民社協は統合」との方向性が示されている。</p>
取組事項	<p>市、福祉公社、市民社協の職員による「福祉公社及び市民社協の組織のあり方検討委員会」において、全国の同様団体に対するアンケート調査、代表的団体への視察等を実施し、両団体の役割を果たしていく上で望ましい組織形態や、統合する場合のメリット、デメリット等の検討を進める。</p> <p>それぞれの役割を明確化し、統合にあたっての課題を整理し、具体的な統合手法を検討する。また、両団体間の人事交流など、具体的な連携を進める方策を検討し、実施する。</p>

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年次計画	福祉公社及び市民社協の組織のあり方検討委員会の報告	連携の強化 統合準備の検討	→	→

事業名	アンテナショップ事業の見直し
担当課	生活経済課・交流事業課
課題・目的	<p>友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」〔有武蔵野交流センター〕は、平成 13 年 10 月吉祥寺中道通り商店街に出店し、平成 28 年に 15 周年を迎えた。本市は、店舗の借上げ、内外装、備品調達及び光熱水費を負担するとともに、必要に応じ運営費を補助している。</p> <p>アンテナショップ事業については、平成 26 年度の武蔵野市財政援助出資団体内在り方検討委員会報告書により、「短期的に自立化」の見直し案を出されている。しかしながら、全国的に長引く景気低迷と消費縮小の社会経済環境の中で、単年度収支の改善も厳しい状況である。このため、友好都市による新たな支援の仕組みを整えることが必要である。</p> <p>そもそも、友好都市アンテナショップ設立の目的は、各都市の物産品を販売しその収益で店を運営することではなく、武蔵野市交流市町村協議会の理解のもと交流市町村友好の証として、各都市単独では開設の難しいアンテナショップを共同で設置・運営し、都市部である本市の消費者を通して商品の開発や改善、販路拡大等に活かしてもらうことと、友好都市の観光情報等を発信し相互の市民交流・経済交流を推進することにある。</p> <p>地方創生が重要視される今だからこそ、「都市と地方が相互に依存し発展する。」という設立当初の理念に立ち返り、全国的にも先駆的な友好都市アンテナショップ事業の持続的発展を図らねばならない。</p> <p>そのため、これまでの経済交流中心の運営から、改めて友好都市との交流の基盤として位置付ける必要性が高まっている。</p>
取組事項	<p>平成 28 年度中に株主総会において承認されたことを受けて、平成 29 年度からアンテナショップ運営安定化負担金を新設し、負担金を踏まえた経営改善を進めつつ、今後のアンテナショップのあり方について、(有)武蔵野交流センターの出資者である友好都市等を交え、多角的に検討する。合わせて、所管部署についての検討を行う。</p> <p>その上で、交流の基盤として、持続可能なアンテナショップ事業の展開を目指す。</p>

年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	負担金新設 所管替えの調整	実施	→	→

事業名	(公財) 武蔵野市国際交流協会の役割拡充の検討			
担当課	交流事業課			
課題・目的	<p>2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、国際相互理解の推進と地域における多文化共生を積極的に図るために、(公財) 武蔵野市国際交流協会の認知度の向上を図る必要がある。</p> <p>そのためには、市が国際交流の発展に関する中心的な役割を担いながらも、(公財) 武蔵野市国際交流協会の役割の拡充や再編成を行うことが必要である。</p>			
取組事項	<p>(公財)武蔵野市国際交流協会との間で認知度を向上させるための検討チームを設置する。現在市交流事業課で行っている国際交流事業の一部を同協会に委託することも含め、認知度の向上とともに専門性の高い支援の実施、参加した中学生、高校生を中心とした市民のその後の国際交流活動につなげること等を検討する。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	検討・実施	実施	→

(2) 財政援助出資団体に対する指導監督と経営改革等の支援

事業名	財政援助出資団体に対する指導監督と経営改革等の支援			
担当課	企画調整課			
課題・目的	<p>財政援助出資団体への市の関与は段階的に縮小していく方向であるが、市の関連団体である以上は、公正・適正な運営がなされているか、健全な経営がなされているか、見直しの進捗が着実になされているかなど確認し、適切な指導監督と経営改革の支援を行う必要がある。</p>			
取組事項	<p>財政援助出資団体の指導監督手法の検討にあたり、経営懇談会や副市長によるヒアリング等がより有効に活用され、PDCA サイクルが十分に機能するよう改善案を検討する。</p> <p>平成 26 年度の武蔵野市財政援助出資団体在り方検討委員会報告書に記載された事業見直しの進捗状況を定期的に確認する仕組みを検討する。</p> <p>また、各団体が、時代のニーズを捉えて効率的・効果的に自らの役割を果たしていくため、人材・予算等の活用やさらなる自主財源の確保を行い、自立した団体としての経営を進められるよう支援する。</p>			

年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

(3) 指定管理者制度の効果的な活用

事業名	指定管理者制度に関する基本方針等の見直し			
担当課	企画調整課			
課題・目的	<p>平成 26 年度に指定管理者制度に関する基本方針を改定し、平成 27 年度から 31 年度までの方針を決定した。その際、指定管理者の公募の導入については個別の施設について検討を行った結果、見送ることとなった。</p> <p>基本方針については、次期指定替えまでに評価の上、改定を行う必要がある。</p>			
取組事項	<p>基本方針に基づき、公の施設はモニタリング調査をもとに評価を行い、指定管理者の指導監督を徹底する。</p> <p>平成 31 年度までを期間とする基本方針については、公募導入に向けた課題整理と必要な準備作業を進め、平成 30 年度に見直しを行う。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	基本方針に基づく運営状況の検証	次期基本方針の決定	次期指定替えの実施	新たな指定管理者の管理開始

事業名	障害者福祉センターの指定管理者制度導入			
担当課	障害者福祉課			
課題・目的	<p>障害者福祉センターは平成 22 年のリニューアル後、社会福祉法人武蔵野の運営する「生活リハビリサポートすばる」が、自立訓練（機能）や生活介護の事業を行い、また、地域活動支援事業の障害者講習会については市民社協が、リハビリ総合相談や施設の管理などは市が行っている。</p> <p>指定管理者制度の導入により、これらの事業を一体的に行うことで、最初の相談から通所・訓練等を一貫した体制で実施することができる。また、中途障害者の相談支援体制を充実させ基幹相談支援センターのブランチとしての機能付加が期待され、さらに、事務の効率化を図りながら、リハビリ専門職の常勤化、支援の質の向上を図ることが可能となる。</p>			
取組事項	市が行っている施設管理や社協が実施している障害者講習会等の事業を指定管理先に引き継いでいくとともに、専門職の人材確保と育成についても引き続き支援していく。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	導入	—	—	—

事業名	図書館の運営形態の検討			
担当課	図書館			
課題・目的	平成23年7月の武蔵野プレイス指定管理者制度導入とその後の効果検証等を踏まえ、平成27年度に教育委員会において吉祥寺図書館の在り方を方針として決定、平成28年度に策定中のリニューアル計画において「在り方」で示したビジョンを満たすには行政の枠に捉われない柔軟さに併せ、市・教育委員会との密接な連携が不可欠であり、それらを踏まえた最適な運営形態として、プレイスの実績等から生涯学習振興事業団への指定管理が望ましいとしており、図書館運営委員会においても同様の意見が出されている。			
取組事項	吉祥寺図書館について、平成28年度に策定するリニューアル計画に基づき、平成30年度に指定管理に移行する。また、中央図書館を中核とした市立図書館の在り方を検討する中で、先行している武蔵野プレイス、今後の吉祥寺図書館の状況も見据えながら、図書館基本計画の見直しを行う中で中央図書館のビジョンを明らかにしていくとともに、ビジョンを満たす最適な管理運営の在り方について検討を行っていく。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	吉祥寺図書館 ・リニューアル準備	吉祥寺図書館 ・リニューアルオープン（指定管理移行） 図書館の在り方 ・中央図書館ビジョンの検討 ・吉祥寺図書館の運営状況検証状況検証	図書館の在り方 ・吉祥寺図書館、プレイスの状況を踏まえた中央図書館ビジョンの検討、策定（運営形態）	—

VI：チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

1. 組織マネジメント

(1) 市民ニーズに的確に対応する組織体制の検討

事業名	市民ニーズに的確に対応する組織体制の検討			
担当課	企画調整課			
課題・目的	<p>多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応できる組織を編成する必要がある。庁議や各種会議においては、迅速的確な意思決定に繋がる質の高い会議となるよう、所管を超えた意見・議論が十分になされるように活性化を図ることが重要である。また、業務の繁忙期における臨時的な需要に対して機動的な人員配置を行うことで、組織内の業務量の偏りを互いに補い合うことができる体制の整備が必要である。</p>			
取組事項	<p>各課への調査やヒアリング等、内部の調整を行いながら、第7次定数適正化計画と整合を図りつつ、時代や市民のニーズに応じた組織や機構の見直しを進める。</p> <p>組織編成に際しては、組織を横断した連携を取りやすい体制となるよう検討する。また、機動的な業務執行体制の整備についても随時検討する。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実施	→	→	→

(2) 組織マネジメントの強化

事業名	効率的・効果的に働くための仕事環境の整備			
担当課	企画調整課・総務課・人事課・情報管理課			
課題・目的	<p>行政に対する市民ニーズが多様化するなか、これらに対応する職員の超過勤務時間の縮減も課題となっており、効率的・効果的なワークスタイルが求められている。</p> <p>職場のコミュニケーションの活性化と職員一人ひとりの強みが活かせる仕事環境を整備するため、従来型の勤務スタイルにとらわれない仕事の仕方を検討する必要がある。</p> <p>各部門の業務について市民の利便性の向上や個人情報の保護に留意しつつ、ICTの利活用を推進するとともに、職員が働きやすい仕事環境の整備について検討する必要がある。</p>			
取組事項	<p>職員一人ひとりの強みをチームの力に結びつけるため、効率を意識した会議や事務のあり方の見直しなど、職員の円滑な業務運営を促す仕事環境の整備について検討する。試行中のペーパーレス会議システムについては試行と検証を続け、資料の携帯性・検索性の向上や汎用アプリケーション等の活用による業務のアシストなどさらなるICTの利活用について検討するとともに、ペーパーレス化・文</p>			

	書の電子化により事務の効率化を図っていく。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	試行・検討	→	→	→

事業名	仕事の標準化、見える化			
担当課	総務課・各課			
課題・目的	社会経済状況の変化などにより、市民ニーズは多様化し、行政は自らの役割を見極めつつ、必要なサービスを提供していく必要がある。限られた人的資源の中で、繁忙期や災害時に応援職員が入った場合等でも多様な行政サービスを着実に提供していけるよう、業務の標準化や見える化を進める。			
取組事項	仕事の手順の標準化、マニュアル化を進め、業務を継続的に遂行できる環境を構築する。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

(3) 職員定数適正化計画の実施

事業名	職員定数適正化計画の実施			
担当課	人事課			
課題・目的	これまで、平成 8 年度からの 6 次にわたる職員定数適正化計画により、749 人の職員定数を削減してきた。しかし現在においても人口あたりの職員数は多摩地域 26 市の中で最多の状況にある（定員管理調査：平成 28 年 4 月 1 日現在。消防・病院部門を除く）。外部化等による行政組織のスリム化への取り組みを踏まえつつ、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、組織や機構を見直し、適正な職員定数の管理を行う。			
取組事項	第 7 次職員定数適正化計画（仮称）に則り、職員定数を適正な水準に保っていく。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

(4) リスクマネジメントの強化

事業名	リスク管理能力・危機対応力の強化			
担当課	総務課			
課題・目的	自然災害や業務上の事故等は、市民に大きな不安や不信を与えるが、事前にこれらのリスクや対応方法を把握し対応することにより、未然防止や被害拡大の抑止につなげることができる。市政運営において想定される様々なリスクや被害を回避するため、日ごろから職員のリスク管理・危機管理に対する意識向上に努め、			

	これらに備える必要がある。			
取組事項	定期的にリスクマネジメントについて啓発を行い、職員の危機意識の向上を図る。また、危機発生時の対応力を強化するため、日頃よりリスク事例を共有するとともに、各種マニュアル等の整備を行う。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	情報セキュリティ対策の強化			
担当課	情報管理課			
課題・目的	標的型攻撃メール等、近年インターネットからの攻撃がますます高度化していることや、マイナンバー制度の開始などから、国は新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を要請している。市としては住民情報系端末利用時の生体認証や不審なプログラムを検知するシステム等を導入済みではあるが、個人情報等重要な情報の十分な安全性を確保するため、さらなる情報セキュリティ強化対策を早急を実施する。また、平成 31 年度に運用開始予定の新庁内情報システム基盤についてはセキュリティ向上を目的として導入を行う必要がある。			
取組事項	インターネットなどからの攻撃から個人情報等重要な情報を保護するため、国が要請するセキュリティ強化策を実施する。住民情報ネットワークはインターネットと分離済みであるが、内部事務のネットワークとインターネットを早急に分離し、情報セキュリティの向上を図る。分離方法は、利用者の利便性を極力損なわないような仕組みを検討する。新庁内情報システム基盤は、先行するネットワーク分離と整合を取りながら検討し、平成 31 年度に導入を行う。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	ネットワーク分離実施	新庁内情報システム基盤検討・構築	新庁内情報システム基盤統合・実施	運用

2. 人材マネジメント

(1) チャレンジする組織風土の醸成

事業名	チャレンジする組織風土の醸成
担当課	人事課
課題・目的	<p>本市の常勤職員は、入庁 10 年未満の職員が全職員数の約 3 割を占めている。職員定数適正化計画により常勤職員数が減少している一方で、嘱託職員は一般職、専門職を合わせると常勤職員数の半数を超える状況となっており、各職種の役割に応じて市民サービスの向上に向けて一人ひとりが活躍することが求められている。</p> <p>また、職員の声を基に分析すると「仕事が個別化していて真のコミュニケーション</p>

	<p>ョン（対話）が足りない」、「前例踏襲や事なかれ主義である」といった組織風土の課題も挙げられる。</p> <p>職員の使命は、このような本市をめぐる現状と課題に真摯に向き合い、市民のために公共の課題を解決することである。そのために、職員行動指針の理念を定着させ、さらに職員一人ひとりの個の力を高めながら、チャレンジする組織風土の醸成を図ることで、職員一人ひとりの個の力をチームの力、ひいては組織全体の力につなげ、多様化・複雑化する公共課題に適切に対応する必要がある。</p>			
取組事項	<p>（１）「チャレンジする組織への変革プロジェクトの実施」として、コーチング等については、自発的に考え、動くことのできる職員を育成することで管理職がマネジメントに適切に注力できるようになることが期待される。さらに、プロジェクト参加により組織や職場をより良くしたいという意欲が高まった職員が、プロジェクト終了後も継続して行動することで周囲の職員にも良い影響を与える。そうした状況を経て、最終的には、困難な課題解決に向けてもチャレンジする職員が増加し、そうした職員のチャレンジを評価し、応援する組織風土となることで職員全員が一丸となって市民サービスの向上を図っている状況になることを目指していく。（２）「個の力をチームの力へとつなげる経営力の強化」として、人材育成基本方針に定める各職位に求められる役割及び能力に基づいた体系的な研修等を実施していく。（３）「職員行動指針の定着」を図り、職員一人ひとりが主体的に考え、自律的に行動できる組織風土の醸成を図っていく。また、職員意識調査などの実施も検討していく。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討・実施	→	→	→

(2) 職員の活力を引き出す人事制度の確立

事業名	柔軟かつ多様な働き方を支援する制度の検討
担当課	人事課
課題・目的	<p>本市は職員一人あたりの年間超過勤務時間数が多い傾向にあるが、長時間労働は必ずしも大きな成果をもたらさないという観点を持って、職員一人ひとりのワーク・ライフ・マネジメントを組織的に推進していくことが重要である。</p> <p>休日のイベント、夜間の会議等、市民サービスのために時間外勤務を要する部署や1人当たりの業務量の増加もあり、仕事と育児・介護にかかる時間の調整に苦勞する職員が増えている。ますます多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応するためには、様々な視点を反映させる必要があり、男女を問わず活躍できる働きやすい職場づくりが重要である。</p>
取組事項	第二次特定事業主行動計画前期計画（改訂版）に基づき、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を推進する。

	<p>育児短時間勤務制度、時差出勤制度の拡大や中抜け休暇等による勤務時間の緩和等、職員が仕事と生活のバランスを取りやすい制度についての検討をする。業務改善による仕事の効率化や生産性の向上を図るため、人事配置や働き方の見直し、多様なロールモデルを示す研修や講演会の実施について検討する。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	職務・職責に応じた給与制度への改善			
担当課	人事課			
課題・目的	<p>本市は平成26年10月に東京都の給与制度へ移行し、その後給料表を6級制から5級制へ変更したため、課長補佐と係長を同じ職務の級に格付けている。また、給料表切り替え前の給料を支給されている職員がおり、適正化を行う必要がある。査定昇給は全職員を対象としているが、勤勉手当の成績率導入は管理職のみである。</p>			
取組事項	<p>課長補佐・係長のあり方を検討し、等級別基準職務表の見直しを実施するとともに、職務加算について見直しを行う。給料表切り替え前の給料を支給されている職員については、切り替え後の給料への移行に向けて協議を進める。成績率を全職員に対して導入することについて検討する。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	人事評価制度の改善			
担当課	人事課			
課題・目的	<p>平成22年度から査定昇給制度を実施し職務職責に応じた給与体系の徹底を図っているが、人事評価制度が査定昇給との関係でのみ捉えられやすいことや、評価結果のフィードバックが十分ではない等の課題があったため、平成27年度に人事評価及び査定昇給制度の運用の見直し、人事評価制度リーフレットの作成・配付、評価結果の本人開示の徹底、評価者向け研修の強化を行った。平成28年には人材育成基本方針を改訂し、段取り力やチャレンジ意欲を積極的に評価することとした。</p> <p>これらをふまえた上で、必要な改善を行い、仕事の過程における所属長と職員とのコミュニケーション、評価結果の適切な活用などの人事マネジメントを通じて、効果的かつ効率的な行政運営の実施及び人材育成を図るという人事評価制度本来の目的の達成を目指す。</p>			
取組事項	<p>平成28年5月に改訂した人材育成基本方針の内容を踏まえて評価要素の改正を行い、評価を実施していく。人事評価制度の納得性を高めるため、目標設定・</p>			

	面接研修、評価者訓練を継続的に実施していく。 派遣職員の評価のあり方についても検討を行う。			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	評価要素の改正・運用	→	→	→

事業名	職員の心身の健康維持・向上の推進			
担当課	人事課			
課題・目的	メンタルヘルスに不調をきたした職員については休職期間が長期にわたるケースが多くなっている。職員がメンタルヘルスを害し、長期の療養を余儀なくされる状態に陥ることは、本人はもちろん組織にとっても大きな損失であり、周囲に与える影響も多大であるため、メンタルヘルス不調への対策に全力を挙げていく必要がある。			
取組事項	<p>メンタルヘルス不調への対策は予防が最重要課題であるため、産業医や臨床心理士等と連携し職員の相談体制を引き続き整備していくとともに、職員自らの心身の健康維持・向上の意識を高める研修を充実させていくなどの予防対策をとる。</p> <p>健康維持のため、定期健康診断を実施するとともに、受診項目を適宜見直す。全職員に対するストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止をする。早期発見、早期治療の観点から、管理監督者の気づきのための研修を実施する。</p> <p>臨床心理士・産業カウンセラーによる相談、産業医による面談などの相談体制の整備をする。</p> <p>長期休業者の復職をスムーズに行うための復職訓練の実施、再発防止対策にも取り組む。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	→	→	→

(3) 臨時・非常勤職員制度のあり方の検討

事業名	臨時・非常勤職員制度のあり方の検討			
担当課	人事課			
課題・目的	現在、市で任用される嘱託職員の数は約 500 人となっており、その数は常勤職員数の半数に達する。その嘱託職員のあり方を明確化するために、平成 25 年度から非常勤職員ガイドラインを運用しているが、市の業務が多様化・複雑化する近年においては、嘱託職員が担うべき業務も多様化しているため、担うべき業務を再度明確化するとともに業務に則した制度運用が必要となっている。			

	<p>また前職において培った能力や経験を活かした専門性や即戦力性を最大限発揮してもらうための研修・育成の充実が必要となってきた。</p> <p>さらには、任用される嘱託職員が安心して能力を発揮でき、発揮した能力が適切に評価されるよう、勤務評価の重要性の再浸透を図る必要がある。</p>			
取組事項	<p>市で働くにあたり必要となる知識・技能を早期習得させる研修の充実を図る。</p> <p>非常勤職員ガイドライン見直しの中で、嘱託職員制度、業務の整理を行い、一般職化も視野に入れて担うべき業務の明確化を行う。</p> <p>勤務評価の主旨と制度の再浸透を図る。</p>			
年次計画	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	実施	→	→